

第 1 2 3 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令 和 6 年 2 月 27 日 開 会

令 和 6 年 3 月 8 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 1 2 3 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（2月27日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	11

第 2 号（2月28日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15
中 舘 文 雄 君	15
工 藤 愛 君	23

沼 畑 俊 吉 君	3 0
小 橋 昭 裕 君	3 6
○散会の宣告	4 0

第 3 号（3月4日）

○議事日程	4 1
○本日の会議に付した事件	4 3
○出席議員	4 3
○欠席議員	4 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 3
○職務のため出席した者の職氏名	4 4
○開議の宣告	4 5
○報告第2号の上程、説明、質疑	4 5
○報告第3号の上程、説明、質疑	4 6
○議案第8号から議案第22号の上程、委員会付託	4 7
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第29号及び議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第31号及び議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第35号及び議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○散会の宣告	6 8

第 4 号 (3月8日)

○議事日程	6 9
○本日の会議に付した事件	7 0
○出席議員	7 0
○欠席議員	7 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 0
○職務のため出席した者の職氏名	7 1
○開議の宣告	7 2
○議案第8号から議案第22号の上程、報告、討論、採決	7 2
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
○常任委員会報告	9 7
○委員会の閉会中の継続調査及び審査の件	9 8
○日程の追加	9 8
○町長追加提出議案提案理由の説明	9 9
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○閉会の宣告	1 0 9
○署名議員	1 1 3

令和 6 年 2 月 27 日（火曜日）

第 1 2 3 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第123回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年2月27日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	6 番	久 保 利 樹 君
7 番	坂 本 典 男 君	8 番	滝 田 勉 君
9 番	西 野 耕太郎 君	10 番	山 田 賢 司 君
11 番	八木田 憲 司 君	12 番	中 舘 文 雄 君
13 番	工 藤 正 孝 君	14 番	根 市 勲 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	西 舘 昌 男 君	企画財政課参事	金 野 貢 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 長	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君

健康こども課長	夏坂和徳君	農林課長	石橋一史君
商工観光課長	川村一成君	建設課参事	松橋悟君
会計管理者	藤嶋健悦君	医療センター参事	岩間雅之君
市場参事	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課長	柳久保正弘君
農業委員会事務局長	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	総括主査	坂本裕昭
主事	小泉清夏		

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第123回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（工藤正孝君） ここで、議会運営委員会から本定例会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

○議会運営委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

去る、2月16日、議会運営委員会を開催し、第123回定例会の運営について協議をしましたので決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告2件、令和6年度当初予算15件、条例の一部改正など18件、令和5年度補正予算9件の議案44件であります。令和6年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、審査を付託することにしました。その他の案件として、常任委員会報告などがあります。

一般質問は4名から通告があり、「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、2月27日から3月8日までの11日間としました。

なお、会期中、2月29日、3月1日、5日は議案熟考のため、3月2日、3日は休日のため、6日、7日は予算特別委員会のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番坂本典男君、8番滝田勉君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、2月27日から3月8日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から3月8日までの11日間に決定しました。

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

ただいま決定されました11日間の会期中、2月29日、3月1日、5日は議案熟考のため、3月2日、3日は休日のため、6日、7日は予算審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの7日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（工藤正孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりでありますので、朗読は省略します。

なお、監査委員より、令和5年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配付しておきます。

本定例会の上程は、町長提出の案件が、報告2件、令和6年度当初予算15件、条例の一部改正など18件、令和5年度補正予算9件の議案44件であります。

ほかに常任委員会報告及び常任委員会の閉会中の継続調査の件がございます。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 今朝は一気に大雪になりましたが、除雪体制につきましては、万全を期して対応してまいりたいと思います。

それでは、定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由の概要についてご説明を申し上げます。

本日招集の第123回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。議案の説明の前に、町政の諸般の概要について、ご報告申し上げます。

1月1日の能登半島地震の発生から間もなく2か月となります。各種メディアで報道されてお

りますとおり、被災地においては本格的なボランティア活動が始まり、建設が進められている仮設住宅への入居も始まっておりますが、被害が大きかった地域や交通が困難となっている地域では、いまだ生活関連インフラが復旧せず、不便な生活が続いている状況にあります。

災害発生時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、一刻も早い被災者支援の施策を展開していくことが重要であると感じるところであり、万が一、当町において同じような大規模災害が発生した場合を想定し、具体的な対応策や、必要となる物資の数量や調達方法などについて、あらかじめ各課協議の上、整理、確認するよう指示したところであります。

大規模災害の発生直後の時期だからこそ、実際の被災地の状況も参考にしながら、より現実味を帯びた想定のもと、対策を検討することができるものと考えており、飲料水や食料品等の必要な物資の調達、仮設住宅の建設、災害廃棄物の収集・集積など、災害発生後に時間をかけて協議することなく、即座に実行することができるよう、有事に備えた体制を強化してまいります。

今月15日には、町内に事業所を構える株式会社SDF様と、「災害時等における無人航空機による支援活動に関する協定」を締結させていただいたところであります。

今回の協定は、近年、幅広い用途で活用されているドローンに関する協定ではありますが、災害時における支援活動のほか、平常時においてもご協力いただけるというものであり、心から感謝申し上げます。

能登半島地震の被災地では、支援依頼を受けた企業が、ドローンによる橋梁の緊急点検や孤立集落への物資の輸送を行ったとの報道もあり、災害時のドローンの活躍が期待されるものであります。

当町におきましては、令和2年度にドローン3台を導入し、これまでに5名の職員が操縦の技能認定を受け、災害時の被害状況の確認のほか、法光寺や史跡聖寿寺館跡など、観光・文化資源の高所撮影、公共施設の屋根の点検確認など、幅広く活用しております。

SDF様には、操縦士の技術指導や機体の点検整備についてもご協力いただけることとなり、防災力及び被災時の対応能力のさらなる向上を図るとともに、あらゆる場面でドローンを有効に活用できるよう連携して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

さて、令和5年度も残すところ一月あまりとなりました。毎年のことではありますが、月日が経過する早さを実感しているところであり、職員には、今年度の事務事業の進捗状況を再確認の上、滞りなく完了し、令和6年度へ円滑に移行するよう指示したところであります。

人口減少や少子高齢化の進行による各種影響のほか、物価の高騰など、行政を取り巻く課題は決して少なくありませんが、議員各位のご意見を賜りながら、職員とともに町の未来をしっかりと

と見据え、町民の皆様が夢や希望を持って暮らし続けることができるよう、一つ一つ努力を積み重ねながら、まちづくりに努めてまいりますので、議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告2件、令和6年度南部町一般会計及び各特別会計予算案15件、条例の制定等18件、令和5年度南部町一般会計及び各特別会計補正予算案が9件の、合わせて44件でございます。

順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず初めに、報告第2号及び第3号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）」であります。報告第2号「福地橋橋梁補修6号工事」及び報告第3号「あかね浄化センター管理棟建築工事」の、以上2件の工事に係る請負金額の追加変更契約の締結について専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき報告させていただくものであります。

次に、議案第8号「令和6年度南部町一般会計予算」から、議案第22号「令和6年度南部町名久井岳財産区特別会計予算」までの当初予算についてであります。本職からは予算の編成方針と一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和6年度の予算編成にあたりましては、法令に基づき実施する事業を除いて、ワイズスペンディングを基本とし、町民ニーズの的確な把握や客観的な根拠に基づき、費用対効果を踏まえた事業の優先順位付けや、取捨選択を厳格に行うとともに、決算時において事業の未執行や過大見積など、多額の不用額が生じないように、しっかりと予算精査を行うほか、第二次総合振興計画後期基本計画の2年目となることから、その内容が的確に反映され、真に町民の負託に応えられる予算とすることを基本姿勢として予算編成を進めてまいりました。

その結果、一般会計予算の総額は115億円となり、前年度と比較しますと7億円の増額、率にして、6.5%の増であります。

主な事業といたしましては、学校給食費や子ども医療費の無料化をはじめとする、これまでの子育て支援事業の継続に約1億2,000万円。

書かない窓口やキャッシュレス決済による「スマート窓口」の導入や、自治体システム標準化対応業務などのDX推進事業に約1億9,000万円。

若い世代の移住・定住を後押しするための新たな住宅分譲地の整備に向けた旧杉沢中学校解体工事や分譲地設計業務などに約1億9,000万円。

現在の南部支所の建物の改修を行い、令和8年度末のオープンを予定している展示収蔵施設の

整備事業に約5億円などを計上させていただいております。

以上、概要のみの説明とさせていただき、各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて各担当課長よりご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第23号「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について」であります、本年度において新築した上川原集会所を集会所条例の規定に基づき管理するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「南部町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について」であります、町議会議員選挙及び町長選挙において、選挙人の選挙権の行使に資するよう、候補者の氏名、経歴、政見等を広く周知する選挙公報を発行するため、公職選挙法の規定に基づき新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第25号「南部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給する必要があるため、関係する3つの条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります、保育施設等事業者の運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号「南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」であります、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、関係する二つの条例について引用条項を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料について、第5段階の保険料基準額を引き下げる改定を行うとともに、第1号被保険者の介護保険料の区分を現行の9段階から13段階に改めるほか、低所得者を対象とした軽減措置を令和6年度以降も引き続き実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号「南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります、厚生労働省令等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業者が運営の基準としている本条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号「南部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。同じく、厚生労働省令等の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業者が運営の基準としている本条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号「南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。同じく、厚生労働省令等の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業者が運営の基準としている本条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号「南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。同じく、厚生労働省令等の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業者が運営の基準としている本条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号「南部町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本条例で引用している条項が削除されたことから、引用条項を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号「南部町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について」であります。企業誘致を積極的に推進することを目的として、誘致の対象となる事業に再生可能エネルギーを活用した電気業を加えるなど、経済及び雇用情勢の変化に適応した内容とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号から第38号「指定管理者の指定について」であります。令和6年3月31日に指定期間が満了する公共施設及び今年度建設した上川原集会所の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間の指定管理者を指定するものであります。

次に、議案第39号「新町建設計画の変更について」であります。公共施設の改修や除却に係る財源として合併特例債を有効活用し、将来の財政運営に柔軟性を持たせるため、主要な事業を追記するなど、新町建設計画を変更するものであります。

次に、議案第40号「三八視聴覚教育協議会の廃止について」であります。視聴覚教材・機器

の利用減少に伴い、今年度の総会で解散することが決議された同協議会を令和6年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号「令和5年度南部町一般会計補正予算（第8号）」であります。今年度の事業費の確定や決算見込みに基づく不用額を減額し、今後、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な施設整備修繕等を行っていくため、公共施設整備基金に1億3,640万7,000円を積み立てるなど、歳入歳出予算の総額から2億8,480万3,000円を減額し、予算の総額を117億4,153万5,000円とするものであります。

次に、議案第42号「令和5年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」であります。給食の提供実績及び決算見込みに基づく不用額及び人件費の不用額を減額し、歳入歳出予算の総額から1,112万4,000円を減額し、予算の総額を1億7,363万6,000円とするものであります。

次に、議案第43号「令和5年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）」であります。人件費の決算見込による減額など、歳入歳出予算の総額から558万円を減額し、予算の総額を8,461万6,000円とするものであります。

次に、議案第44号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」であります。入院患者の増加等に伴う療養給付費負担見込額の増に対応し、保険給付費を増額するなど、歳入歳出予算の総額に1億254万1,000円を追加し、予算の総額を23億304万9,000円とするものであります。

次に、議案第45号「令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。決算見込みに伴う介護保険給付費の減額など、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から1億1,467万6,000円を減額し、予算の総額を28億13万1,000円とするとともに、事業実績見込みに伴う介護予防支援事業費の減額など、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から10万9,000円を減額し、予算の総額を519万2,000円とするものであります。

次に、議案第46号「令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」であります。事業費確定に伴う広域連合納付金の増額など、歳入歳出予算の総額に199万4,000円を追加し、予算の総額を2億7,292万8,000円とするものであります。

次に、議案第47号「令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。公共下水道工事費の減額など、歳入歳出予算の総額から1億2,653万3,000円を減額し、予算の総額を4億1,835万1,000円とするものであります。

次に、議案第48号「令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」であり

ますが、処理施設管理業務の入札残による委託料不用額の減額など、歳入歳出予算の総額から、1,501万6,000円を減額し、予算の総額を2億6,787万3,000円とするものであります。

次に、議案第49号「令和5年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）」であります。低温売場建設工事の契約額確定に伴う繰越明許費の設定と債務負担行為限度額の補正を行うもので、予算の総額に変更はないものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に「令和6年度南部町一般会計補正予算（第1号）」、「南部町教育委員会委員の任命」、「南部町固定資産評価審査委員会委員の選任」についての案件を追加させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、2月28日、午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時30分）

令和 6 年 2 月 2 8 日（水曜日）

第 1 2 3 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第123回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年2月28日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 中 舘 文 雄

1. 総合振興計画に掲げる課題と対策について
2. 産業振興と農業観光の推進を目的とした対策について

4番 工 藤 愛

1. ごみの減量とリサイクルについて

1番 沼 畑 俊 吉

1. 南部町の農業振興について

3番 小 橋 昭 裕

1. なんぶちえりバススクール対応便について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 舘 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	西 舘 昌 男 君	企画財政課参事	金 野 貢 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 長	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	石 橋 一 史 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 参 事	松 橋 悟 君
会 計 管 理 者	藤 嶋 健 悦 君	医療センター参事	岩 間 雅 之 君
市 場 参 事	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課長	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	総 括 主 査	坂 本 裕 昭
主 事	小 泉 清 夏		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第123回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（工藤正孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁、反問を合わせて60分以内とします。なお、反問の回数に制限はありません。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの、及び反論は行わないようお願いいたします。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に従って順次発言を許します。

12番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（12番 中舘文雄君 登壇）

○12番（中舘文雄君） おはようございます。

私は、今定例会に臨むに当たり、現在進められている町の総合振興計画の中から、農業振興に関わる課題と地域の活性化策の一つになると思われる政策の問題を何点か取り上げ、その対策について質問するものであります。

南部町誕生から、令和7年の年末を迎えますと20年の歳月が流れます。全国唯一の町営地方卸売市場は開設から58年を経過しようとしております。市場の移転問題につきましては、平成28年9月の第70回定例会での一般質問で取り上げまして、利便性を考慮して国道沿いに移転新築し、市場を中心とした産業振興を図る政策を検討すべきではないかと考えを伺いました。そのときの

町長の答弁では、南部町営地方卸売市場基本構想整備計画の策定を検討したい旨のお答えをいただいておりますが、あれから7年の歳月が流れました。私は、この問題は町の総合的な計画の目標を立て検討を必要とする重要な課題だと今でも思っております。

我が町は農業を基幹産業としており、中でも果樹の里として歩んできた町であります。市場の歴史は、南部地区の住民の並々ならぬ努力により誕生し現在を迎えていることは承知しておりますが、農業振興の発展と活性化策として、地域農産物の流通拠点として、農業者の所得向上はもとより、多様化する出荷者のニーズにも対応でき、また市場の機能強化にも結びつくと思われる移転新築の検討を必要とするとの思いから次の質問をいたします。

農業を基幹産業とする町の産業振興に果たす町営地方卸売市場の運営方法と移転の必要性について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

行政の課題解決には、即決とはいかず時間を必要とする課題も多くあります。昨年4月には学校統合問題が町民の理解をいただきまして、小学校3校、中学校3校でスタートいたしました。しかしながら、その時点で示された資料によりますと、中学校への入学者が3校合計で、令和9年96名、令和10年88名となり、減少することは明らかであります。この問題も数年先には協議を必要とする問題だと私は思っております。

振興計画の中には、政策6として生活基盤の充実が掲げられております。これまでも名川地区では町営住宅の統合整備が図られ、また剣吉地区において住宅団地の整備が行われましたし、その目的に向かって進んでおります。福地地区では、学校跡地を活用した住宅団地の整備が進められようとしております。整備計画でも示されておりますが、特色ある地域活性化を目的とした政策を実現する取組は重要と考えておりますが、その中で南部地区では、現在、馬淵川河川改修事業の最終段階に入っており、1日でも早い完成が待たれるわけであります。しかし、先般発表された県の完成目標には驚きとともに、実態を把握していただいて早期完成に向けて取り組むべく働きかけが必要だと思っております。

また、聖寿寺館跡の整備計画の実現、町営住宅の整備事業も課題の一つと考えております。地域活性化の起爆剤として、私は市場の移転問題の実現を果たせるならば、跡地を住宅団地として整備し人口の減少防止対策にも効果があると思っております。町営住宅用地の選定や住宅団地の構想など、南部地区の将来構想の実現のため次の質問をいたします。

南部地区の特色ある地域活性化を目的とした検討会議の必要性と、町営住宅、住宅団地の具現化について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、産業振興と農業観光の推進を目的とした対策について質問いたします。

南部町誕生してから、令和7年12月31日をもちまして丸20年を経過しようとしております。政策にも掲げておりますように、交流を促進する観光、交流産業の振興を柱として取組を明示しておりますが、特に、農業観光を通して交流人口促進を図っており、また町内で生産される果樹を通して全国から多くの方が南部町を選んでいただいているふるさと納税も平成27年度には140万7,000円でしたが、令和4年度には3億8,493万9,276円となり、果樹栽培されている農家の皆さんの日頃の努力が大きな成果となって効果を上げていると思います。町内には果樹園や、各地に観光資源となる名所、交流人口増に効果が見込まれるイベントがありますので、20周年記念事業の一環として検討の価値があると思い、南部町を訪れる方が安心して、また期待しておいでいただける一助になると思われる標識や標柱の建立事業について、次の質問をいたします。

南部町誕生20周年を記念して、交流人口促進と来町者への町取組の意気込みを示す事業として、イベント会場や果樹園等に通じる道路に町民のアイデアを活用して、例えばアップルロードのように名称を表示した看板や標柱を表示する等の町民参加の企画の実現と必要性について、どのようにお考えかお尋ねいたします。

以上、通告に従いまして質問してまいりました。町長並びに担当者の前向きな答弁を期待して、質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館文雄議員にお答え申し上げます。

まず、農業と産業の振興に果たす町営市場の運営方法と移転の必要性についてであります。この件につきましては、先ほど中館議員からお話がありました平成28年9月の第70回定例会でも同様のご質問をいただき、私から町営市場のさらなる発展のため、敷地面積の拡充、進入路拡幅、さらには新築移転も視野に入れた南部町営地方卸売市場基本構想整備計画の策定について検討していきたいとの答弁をさせていただいたところであります。

現在の町営施設につきましては、平成3年に新築され32年が経過いたしました。施設は鉄骨造りであり、法定耐用年数は34年とされておりますが、これは減価償却期間を定めたものであり、建物の寿命を示す耐用年数は50年から60年以上で、さらに適切なメンテナンスが行われれば100年近く維持できると言われております。これまで様々な保守、修繕を実施してきたほか、現在は新たに低温売場の整備も進めております。

これらのことから、市場につきましては、まだ移転を考える段階ではないと認識しております。しかし、町営市場の売上金は、近年の販売農家の減少や高齢化などの理由により、参考に平成27年度に約33億3,700万円であったものが、平成28年には約31億円余り、平成29年度は約30億円弱、平成30年度は約26億円、元年度は約27億5,000万円、2年度は約27億円、令和3年度は約28億円と減少傾向にあり、令和4年度に至っては、リンゴが全国的な豊作であったことや、ニンニクのコロナ特需が収まったことなどが重なり、前年度より約5億4,000万円ほど少ない約22億6,200万円でありました。4年度を除いた平均でいきますと、大体27億から28億円ぐらいとなっております。

このように、出荷量や売上額が減少傾向にある中で、公営企業としての今後の市場経営に係る全体的な計画として、令和3年2月に市場事業経営戦略を策定しております。

概要につきましては令和3年5月に議員全員協議会でもご説明させていただいておりますが、その中の長期にわたる10年間の投資計画におきましても市場の移転は見込んでいないところであります。

今後も引き続きこの戦略を基本とし、現在の施設の適切な維持管理のほか、旧売場施設やマーケット店舗、新たに取得した農協跡地の活用方策などについて、市場運営審議会のご意見もいただきながら検討してまいりたいと考えております。

次に、南部地区の活性化を目的とした検討会議の必要性と、町営住宅、住宅団地の具現化についてであります。先ほど申し上げましたように、現段階では市場の移転を考える時期には至っていないことなどからお答えできないことをご理解いただきますようお願い申し上げます。ただ、南部地区を総合的に考えますと、町営住宅整備の優先順位が高くなるものと考えております。町営住宅におきましては、合併時、福地地区、そして福地地区の完成後、名川地区、そういう意味において南部地区を、町営住宅の年数を考えた場合にやはり整備していかなければならないということで、当然これは土地購入をできるだけ抑えて有効活用を図るのが効果的であるとは考えております。ただ地元の、議員さんもそうだと思いますが、全員がまだ納得しているということでもないと思いますので、できる限りご理解をいただければ早急に整備は進めていきたいと思っております。

なお、南部地区の活性化について議員からありましたが、南部地区におきましては、総合的な金額でいきますと3地区では一番多いと思います。というのは、下水道工事、この予算だけで70億から80億円が南部地区の公共整備に使用されておりますし、これからも続いてきます。また、今回提案しました展示施設、単年度今年度だけでも5億円あります。来年度はまた、1億、2億円ぐらいの備品等の予算が計上されるものと思っておりますし、消防施設につきましては、11

分団中10分団、10か所、それと消防本部、南部本部合わせて11か所の整備も合併後、建設をしているところでもありますし、合併してすぐ着手したのが南部地区の公民館でありました。そういう部分で3地区バランスを取りながら事業は進めてまいりたいと思っております。

また、南部町は間もなく合併から20年を迎えようとしており、現在は、これまで5年ごとに見直しを加えてきた第2次南部町総合振興計画の後期基本計画に基づき全町的なまちづくりを進めております。そのため、中館議員のご案内のような旧町村の地区に関する検討会議によることなく、町の最上位計画である総合振興計画に基づき各種施策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、南部町誕生20周年を記念した事業への町民参画の必要性についてお答え申し上げます。

議員ご案内のとおり、南部町は平成18年1月1日に誕生し令和8年1月1日で満20年を迎えます。この20周年記念に関する行事等は今のところ白紙の状態ではありますが、令和6年度中にその概要を検討し、令和7年度の予算には必要経費を計上する必要があると考えております。

中館議員からご提案がありました道路の名称募集などもユニークな事業であると思えますし、記念事業の内容を町民の皆様から企画していただくことも意義深いことであると考えております。一方で、企画していただいた全ての提案を実現するとなると多くの経費が必要となりますので、財政状況などを勘案し事業規模を決定していく必要があります。いずれにいたしましても、今後、議員各位とも相談しながら記念事業の方向性を共有した上で具体的な事業内容を検討してまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導いただきますようお願いを申し上げます。

私からは以上であります。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。中館文雄君。

○12番（中館文雄君） 答弁をいただきました、市場の建物そのものについては、私も問題はないと思っております。ただ、私言うのは、町営市場を核とした何か農業振興に関わる者のためにはどうしても今の場所が最適な場所だと私は思えないものですから、もう少し、実際に出荷する方々が安心して出入りできるような場所に移してやるということも農業振興の一つになるだろうということからの提案でございますので、この辺はまず、まだまだ十分に使える建物だということは私も承知はしておりますけれども検討には値するものだろうと思っております。特にあそこは駅前という好条件が整っていますから、例えば将来的に住宅団地とかそういうものに開発するには一番いい場所だと思いますので、あそこに必ず市場を置かなきゃならないという場所では

ないだろうということもひとつ総合的に検討していただきたいと思いますので、この辺はもし、それに対する何か考えがあれば後でお答えいただきたいと思います。

それから、町営市場ですけれども、これはご案内ですけれども、建物を建設したときから考えますと50年以上たっている町営住宅だと。一番新しくても40年は超えていますよね。これは前に頂いた資料の中で計算していますけれども、40年以上の団地が5か所が点在した格好で建っていると。50年木造住宅でやるって、やっぱり何かあったときに必ず責任問題が出てくるような建物だと私は思いますので、これは早急にやっぱり早く地元の意見を総合しながらやるべきだと思いますし、またこの40年以上、50年以上たっている町営住宅として、実際に町営住宅というのは公営住宅法で定められた住宅ですから、町で必ずそういう住宅を用意して町民の福祉の向上に努めなさいというような住宅ですから、やっぱりこれは、さっき町長から答弁ありましたけれども、いの一番につけてはやっぱり町営住宅はやらなきゃいけない問題だという認識は持っているという答えですからそれはいいんですけれども、やっぱりそれを具現化するためにはやっぱり早く結論づけて、その対策に入らないと全責任を町が負わなきゃいけないことになるような事態になるだろうと私は思いますので、これはぜひもう一度ですね、耐用年数の過ぎた町営住宅として行政の立場でそのまま見過ごしておいていいのかどうかということも問題があると思いますが、この辺についてもう一度、ひとつご答弁いただきたいと思います。

それから、実際に20周年記念事業についてはいろいろなことをこれから検討していくということですから、それはそれとして私も期待しながら待ってみたいと思いますけれども、私がさっき提案の一つの出したのは標柱、南部町は観光地ではないですからそこまでやる必要はないかもしれませんが観光地に行くと、やはりメインとなる通りには、この通りを行くところにこういうものがあるというのが分かるような標柱、看板その他が造ってあります。ですから、それはやはり南部町も、来た人は見つければいいだろうというんじゃなくしてやっぱり大々的に宣伝する効果を上げるためには、看板なり標柱なりをぜひ道路につけておいて、やっぱりその中でぜひ近隣事業、これだけふるさと納税として町外から多くの方々から南部町を選んでいただいている、そういう費用もあるわけですから、資金もあるわけですからぜひ活用した事業というのを進めていただきたいと思いますが、その辺はもう一度、具体的に何か考えがあれば担当者からも答弁をいただきたいと思います。

まず最初、それ3点お願いします。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず1点目の町営住宅の件でありますけれども、私どもも建設課とは名川地区の町営住宅が完了した時点で、今度は南部地区をこれは進めていかなければならないと、年数もたっているということで担当課とは計画を立てて進めております。この話を地元の議員の皆さんともお話をさせていただきながら聞いていますと別の使い方もあるんじゃないかと、こういうこともあって、今、町としては、やはり向小学校の跡地、これを買わなくても済むわけですので、そこをできれば有効活用して、3か所、4か所ですか、この町営住宅を1か所にまとめたというのが町の今考えているところであります。これ地元議員の皆さん等々、また地元の関係者の皆さんとも協議していかなければならないと思いますけれども、一番最初に、やはり町営住宅を着手していかなければならないという考えは持っております。それがその方向でご理解をいただければ、補助事業、そういう部分の準備に、事業の着手の準備に入っていかなければならないと思っておりますので、また議員の皆さんからもご理解を賜りたいなと思っております。

それと、今の町営住宅でございました。市場の件でございます。議員のおっしゃるように、そしてまた市場関係者の方々からも進入路の関係、そういう部分でできれば国道沿いがいいなど、こういう話は私自身も聞いております。ただ、まだ30年ちょっとということでまだまだ使用が十分なわけでありまして、新たにまた土地を購入しなければならないという部分においては、これは老朽化してもう使えなくなるとなったらやはり移転も考えなければなりませんと思いますけれども、現在まだ数十年使えるという中で、南部地区は土地が非常に高いものですから、その土地を購入するというだけでも相当な金額になってまいります。そういうことを総合的に考えますと、低温施設も今回予算計上して整備されてきますので、今のところはまだ現在の形で進めていくほうが妥当ではあるのかなと思っております。ただ、議員おっしゃったように将来的にこれは、その議論はしていかなければならない、また、何年度ぐらいにという長期計画の中で協議はしていくことは大事であると考えてございます。

そして、合併20周年を迎えて、早いもので来年の1月にはもう20周年、二十歳を迎えるということで、中館議員さんからいろいろご提案いただきました。看板等については非常に、サクランボ祭りのときもそうなんですけれども、非常に看板が分かりにくいという指摘を町外から来た方々に言われることがよくあります。そういう部分も考えますと、1つ大きい部分がいいのか、小まめに数か所に立てたほうが分かりやすいのか、そういう部分も含めて令和6年度に協議をさせていただき、また、商工会さん、観光協会さん、また観光農園をやっている皆様等々からも意見を聞く機会を設けながら、来ていただく方々が迷うことなく着けるような整備にしていきたい

と思っております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。中舘文雄君。

○12番（中舘文雄君） 答弁ありがとうございます。

私は一つだけですね。中央市場として私、移転を考えなきゃいけないかというところの一つの根拠として、私も議員をやりながら機会があって審議会の委員という立場でも出席しましたし、またそのときのいろんな資料から、たしか50周年のときに、どこの地区からどういう団体が出荷しているかというのも、たしか市場から資料をもらって私の手元にもあります。例えば、南部地区は9団体の方が一応出荷団体として登録して出荷しております。個人の人もあるかもしれませんが。それから、名川地区は15団体から入っていると、福地地区は何団体かしかなかったんじゃ、福地地区は1団体しか登録になってなかったんですが、名川地区、南部地区の団体の方々が出荷団体として市場に出荷しているということ。それから、町外からも23団体が来ています。遠くは、おいらせ町、十和田、三沢、二戸、軽米、そういうところからも、田子、三戸からも来ています。もちろん来ています。そういうところから見ますと、やっぱり出荷する人が便利な場所、そして分かりやすい場所にあったほうがもっともっとそういう面での集荷業務に対する効果があるんじゃないかというような思いから、国道沿いというのはそこにありました。

ですから、今さっき町長答弁ありましたように南部地区のいろんな広い面積を確保するというのは相当かかるというのですから、これはほかの問題と絡みながら、ここが、ここがなくなった場合と、そういう想定問答はなかなか難しいかもしれませんがここがもし入った場合にはここにというような構想も必要かと思えますんで、これは市場の出荷団体、今はどういうふうになっているか分かりません。そのとき50周年ですか、8年前にはこういう方々が出荷団体として登録して協力してもらっているという、たしか報告あったはずです。50周年記念式典に出た方々はそういうのを知っていると思いますけれども、その辺については、実際に今現在、市場に対する出荷する地域がどのように変化しているか、もし分かれば答弁いただきたいんですがその辺の絡みでですね。やっぱり市場というのは、唯一の日本でただ一つしかない、町営市場としてやっているのは。それをやっぱりいかに町の発展のために生かせるかというやっぱり一番大きな問題だと思いますのでその辺についてと、併せて現在の出荷団体の地域、どのようになっているのか、もう一度質問します。

○議長（工藤正孝君） 市場長。

○市場参事（馬場 均君） ただいまの出荷地域でございますけれども、50周年記念事業のときと、まずほぼ変わっておりません。遠くは、おいらせから三沢、岩手の二戸地区とか軽米地区、出荷団体のほうは、なくなったというのは、まず、ないです。同じ数で、情報懇談会のときにも同じ出荷団体を招待して実施しておりますので、出荷範囲はまず変わっておりません。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

4番、工藤 愛君の質問を許します。工藤愛君。

（4番 工藤愛君 登壇）

○4番（工藤愛君） おはようございます。本定例会において質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

早速ですが、通告した質問に入ります。

私は、本定例会で当町のごみの減量とリサイクルについてご質問をいたします。それは、当町にとって大きな転換点が近づいているからです。老朽化したごみ処理施設の更新に関し、広域化、集約化が議論され始めました。令和6年2月20日には三八広域ブロックごみ処理広域会議が設置され、工藤町長は副会長に就任されました。今後減っていく人口の中で、ごみの処理費用を負担しなければなりません。会議はまだ始まったばかりです。ごみの減量、リサイクルを推進して処理経費を減らす努力をし、今後の会議に挑んでいただきたいと思います。

全国の状況を見ると、フードロス、ファッションロスなど業界を挙げてのリサイクル意識の高揚もあり、リサイクル率は令和3年度の実績で19.9%です。一方で、青森県は14.2%、当町は12.5%と大きな差があります。南部町総合振興計画に示す令和9年度目標、ごみ排出量1人1日当たり730グラム、リサイクル率20%達成への道のりも険しさを感じているところです。

また、町民からはリサイクルへの要望について次のような声も届いています。買ってきた食品のトレーや着なくなった服をリサイクルに出したいけれども、家の近くに回収場所がありません。もっと増やしてほしいですというものです。県内では、大手スーパーにおいて古紙回収にポイントを付与し商品券と交換ができるなど、リサイクル推進者に直接還元する形で取り組んでい

る事例もあります。今後は、啓発活動だけではなく、町民が進んで取り組めるような一層の環境整備や経済的な施策も検討の余地があると考え、通告した質問に入ります。

国では人口減少等によるごみ排出量の減少や廃棄物処理施設の老朽化が進行する現状を踏まえ、持続可能なごみ処理のため、広域化、集約化を進めることとしており、三八広域ブロックにおいても施設の更新について検討が迫られています。将来世代が安心してこの地域で暮らすことができるよう喫緊の取組が必要と考え、次のことを伺います。

1点目、1人1日当たりのごみ排出量、一般廃棄物のリサイクル率の推移を伺います。

2点目、1トン当たり及び1人当たりのごみ処理経費の推移を伺います。

3点目、南部町総合振興計画に示す目標数値達成に向けての取組と成果をお知らせ願います。

以上の質問について町長並びに関係各位のご答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員にお答え申し上げます。

まず1人1日当たりのごみ排出量及び一般廃棄物のリサイクル率の推移についてであります。参考で平成29年度は785グラムで11.3%、平成30年度は819グラムで13.5%、令和元年度は788グラムで12.4%、令和2年度は813グラムで12.5%、令和3年度は811グラムで13.5%という結果でありました。5年間の平均でいきますと803グラム、リサイクル率は12.6%となっております。

1人1日当たりのごみ排出量に関しましては、過去5年間の推移では大きな差は見られず、約800グラム程度で推移している状況であります。

また、一般廃棄物のリサイクル率についてであります。平成29年度と令和3年度での比較では2.2ポイント増加しており、引き続きリサイクル運動の啓発を進めてまいりたいと考えております。

次に1トン当たりのごみ処理費用及び1人当たりごみ処理費用の推移についてであります。平成29年度は1トン当たり4万2,934円で1人当たり1万2,305円、平成30年度は1トン当たり4万1,309円で1人当たり1万2,348円、令和元年度は1トン当たり4万7,798円で1人当たり1万3,791円、令和2年度は1トン当たり4万1,486円で1人当たり1万2,310円、令和3年度は1トン当たり4万3,626円で1人当たり1万2,915円という結果でありました。5年間の平均につきましては1トン当たり4万3,430円、1人当たり1万2,733円です。

ごみ処理費用の内訳ではありますが、町内のごみ集積所に集められたごみの収集及び運搬の費用である委託費とその処分費があり、処分費は各事務組合への負担金となります。その委託費は人件費や運搬費の高騰により上昇傾向にあり、また負担金は年度ごとの事業費のほかに施設整備費により増減があるため、ごみの排出量に比例した費用の推移とはなってございません。

次に、第2次南部町総合振興計画に示す目標数値達成に向けての取組と成果についてですが、1人1日当たりのごみ排出量と一般廃棄物のリサイクル率を掲げておりまして、令和4年度の目標値は1人1日当たりのごみ排出量は750グラム、一般廃棄物のリサイクル率は15.0%としているところであります。

令和4年度の実績につきましては、現在、環境省で取りまとめ中であり、例年どおりであれば令和6年4月以降に青森県のホームページ内で公表される予定と伺っております。この目標に向けた主な取組として、排出量の大部分を占める家庭ごみに対して、ごみの出し方や分別排出の徹底、併せて自主的なごみ減量、リサイクル運動の啓発を進めております。

町としましては、令和3年度から役場庁舎北側入り口付近に資源回収ボックスを設置しているほか、令和5年10月からは使用済みの文具のリサイクルボックスの設置、リユース、いわゆる再使用意識の醸成を目的としたメルカリエコボックス事業への参加など、町民の方が気軽に3R運動へ参加できる新たな取組も行っているところであります。

また、ごみの処理体制は、三戸地区環境整備事務組合及び八戸地域広域市町村圏事務組合との広域的に連携により運営しており、現在広域化と集約化に向けた協議を進めていく段階となっております。

今後に向けては、これまでと同様に協力体制を築き上げながら、目標達成に向けたチラシの配布などによる町民への啓発活動により、ごみ排出量の減量等を進めてまいりたいと考えております。先ほども申し上げましたが一番やはり大きいのは家庭ごみの影響が一番大きくなってくると思いますので、その点を住民の皆さんにもご理解をいただいて、食べ物も作るのも多過ぎてもまた最終的にはごみにもなりますし、適度な数量で作っていただいて残さないでいただくというのも大事な減量対策になるのではないかと考えております。

そしてまた、先般初めて八戸三戸地区環境事務組合首長説明会がありました。全ての市町村長の皆さんは、広域的な統合はやはり進めていくべきであろうと。進めることによって、事務局側の説明ですと、70億円ぐらいの数字だったと思いますけれども、削減につながっていくという説明もありました。これは数字ですからある程度は動くんでしょうけれども、そういう説明と、私からは、統合に向けては、これはもう新たな、現在進めている、例えば当組合の三戸地区環境事

務組合が新たに新築する場合はもう国は認めないということになりましたので、そう考えると、老朽化してきております、そうすると八戸広域との統合はやはりやむを得ないだろうなど。ただ、中継施設をしっかりと造ってほしいと。私ども南部町はまだ極端には遠くないんですけれども、三戸、特に田子町さんを考えますと非常に処理場までの距離がありますので、そういう部分において中継施設を何か所か造る必要があるのではないのでしょうか。ここは重要課題になっていくと思いますということを、会議で私からも述べさせていただいております。

いずれにしても、町民の皆さんからご理解をいただきながら、私ども、町で減量に向けて総合振興計画、目標値にできるだけ近づけて、そしてまた広域統合については、しっかり統合することによって住民の不便になってはいけませんし、統合したことになってやっぱりよかったとならなければ意味がないと思っておりますので、今後、会議等においては、しっかり言うべきところは発言してまいりたいと考えております。

○議長（工藤正孝君） 再質問ありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

今後の議論について、町の考え、町民の利益を最大に考えて会議に参加してくださるということで大変心強く思っております。その会議の中での南部町としての発言力を強めていくためにも、町としてここまで頑張っているんだからというのを数字でもって示したいなという思いがございまして、今回の質問に至った次第であります。

ただいまのご答弁を受けまして再質問をさせていただきます。

まず今まで町としても様々な取組をされてきたことを、私としても一部ではありますが承知しております。しかしながら、近年、先ほどご報告ありましたとおり、排出量にしましてもリサイクル率にしましても横ばい状態でありまして、減少傾向にあるというのであれば、このまま続けていけば目標に近づいていくのかなと考えられるんですけれども、横ばいなものですから抜本的な、ちょっと改革が必要なのかなとは考えております。

町で令和3年3月に策定されました、ごみ処理の基本計画を拝見いたしますと、そちらの中で、排出抑制・資源化に関する課題の中で、特に布や紙類、厨芥類などの生ごみが大半を占めていることから、さらなる分別徹底や、古布、生ごみリサイクルなどの施策を行う必要があると分析されていらっしゃると思いますが、この点について具体的な取組、例えば他市町村の事例で言いますと、ご存じかと思えますけれども、生ごみを堆肥化するためのグッズを町民に安く売ったりとか、そ

ういう取組で少しずつですが意識の高揚にも寄与しているのかなと思います。また衣服に関しても、地域によってはリサイクル業者に入ってもらって、まだ着れる衣類は着れるものとして無料で必要な人に提供するというようなシステムを民間事業者を巻き込んで行っているような地域も近くにもございます。そのようなことを聞いた町民が、ぜひ、このような地域でもやりたいな、自分の地域でもやりたいなという声も届いているところなんです、生ごみと、あと古布の件について、町としての取組、あと今後の展望等ございましたらお知らせ願います。

○議長（工藤正孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（夏堀勝徳君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

町長も先ほど申しておりましたけれども、ごみの減量化とリサイクル率を増やすポイントというのは、やはり燃えるごみをいかに少なくするかが鍵だと考えております。先ほど議員がおっしゃっていたんですけれども、食品のトレーであるとか卵が入ったプラスチックの容器、これらはできるだけ燃えるごみにそのまま出して燃やしてしまうんじゃなくて、できるだけそれは燃えるごみから取り除く、そして、さっき同じく議員がおっしゃっていましたけれども雑紙類ですね、雑紙類も燃えるごみにそのまま出すのではなくて、こちら町ではリサイクルを実施しておりますので、燃えるごみの中からできるだけそれを取り除く、あと最後には生ごみの関係ですね、生ごみの関係も、ごみの量としては重量が結構重くなってしまうものですから、それは取り除いた形で家庭菜園なんかの肥料に有効活用していただく、そのような取組を行うことによってごみの量も減りますしリサイクル率がアップしていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問ありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

内容としては、皆さん、同じ目標に向かって取り組まれていると、少しずつではありますが回収場所を増やしたりですとか、そういう努力もされているということを伺うことができました。これから一層のごみの削減に努めていくには、やはりもうちょっと強制力というか、も必要なのかなと考えています。

これは一つの方法としてでして私個人の強い希望というわけではないんですけれども、やはり

他市町村の状況を見ると手数料の値上げ、具体的には袋代ですね。ごみ袋代を値上げすることによって、もちろん瞬間的な反発はありますけれども、ごみが減量化して年数がたったことによってまた値下げとなったとしても、ごみは増えなかったというような実績も全国的には聞かれているところでございますので、値上げというのも一つ、検討材料になるのかなとはあるんですけれども、そちらが、町として検討されていたことがあるのかどうかということをまず1点伺います。

また、もう一つです。私も11年前にこちらの町に引っ越してきたわけなんですけれども、やはり個人的に感じたことなんですけれども分別品目が非常に少ないなど。それは、やはり廃棄できる場所があるんだなあというふうには、最終処分場ですね。最終処分場がない地域と最終処分場がある地域と、こんなに違うんだと思って正直驚いたところでありました。今後、移住を促進したりとか、あと海外から外国人を招いたときに、特に介護の技能実習として来る子たちは日本の分別についても母国で学んでくるんですね。日本はこんなに分別しているんだよ、こんなに、モラルというか、高い国なんだよということを勉強して入ってくるんですけれども、実際に移住したときに、そのような不徹底だったりとか、こんなもんでいいのというようなことだとまた驚くのかなというところもございます。それが結果的に、先ほどから担当課からも申されているとおり分別によるごみの削減につながっていくのかなと思いますので、現在、三戸事務組合と八戸組合と、別々の分別項目になっていると思いますけれども、そちらを統合していくとか、さらに細かくしていくというような議論の余地はあるのかどうかというのを伺います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私から最初に答弁させていただいて、また担当課長から詳細があれば答弁させたいと思っております。

まずごみ処理、リサイクル率は先ほど申し上げました。2.2%上がってきている、徐々にでも上げるようにしていきたいと思っている、ただごみの量がほぼ横並びであるということで、先ほど議員もおっしゃってありました生ごみ、いわゆる家庭ごみですね。これが、世帯が多いですから少し各家庭で減量していただければ目標値には届くことはできるだろうと思っておりますので、あと一つ、やり方とすれば、町でごみを出す分別カレンダーがありますよね。あれは恐らくどの家庭でも貼ってあると思うんです。何曜日にごみと、そういう部分で多分、書いてあるかもしれません。そこまで私も見てないんであれなんですけれども、1人1家庭で、先ほど言った、例

えば食事を少し量を抑えながらごみを出さないように、このぐらいの部分で全体的にはこの分減りますよと、そういう分かりやすい提示の仕方とか、そしてまた、これだったらできるよねというそういう単なる数字だけでなく具体的な部分、ちょっとこれを入れたりすると少しはカレンダーを見るたびに皆さんに考えてもらえるのではないかなと思ってございます。恐らく新年度のカレンダーはもう出来上がっているんでしょから間に合わないと思いますけれども、担当課には、今後、作成していく部分には、どういうふうな町民に分かりやすい減量の仕方と、そういう事例を挙げながら作っていくように検討していきたいと思ってございます。

あと袋代の値上げ、上げると非常にやはり高くなったと声出るんですけども、しかし今、議員さんおっしゃったように、そのことによって減量には間違いなくつながっていくと思っております。というのは、ごみ袋、今まではただでしたよね。それが有料化になってからマイバックを皆さん買物へ持っていくようになりました。それだけでも年間の日本の減量、それにはかなり効果が出ていると思います。ただ、できればそういう値上げをしないで住民の皆さんが意識を高めていただいて減らしていくというのが一番理想になると思っておりますけれども、そういう部分も考えながら値段というのも上げざるを得ないのかと、あらゆる角度から検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（工藤正孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（夏堀勝徳君） 先ほど分別の品目が少ないのではないかとということでご質問がございましたが、確かに、現在、八戸の組合と三戸の組合、2つの組合で収集を行っておりますけれども、1例を申し上げますと、八戸の組合では缶とかはリサイクルで収集している、ただ名川地区と南部地区に限っては缶は燃えないごみとして収集している、ここら辺も今現在、広域の集約化の検討がこれからされていく状況ですので、そこら辺も燃えないごみとしてカウントされていたものがこれからはリサイクルのほうに上がってくるような状況だと考えておりました。

そしてリサイクル品目、確かに他県ではすごい種類を多くしている自治体もございます。ただその場合には、それを処理する施設であるとか、そのようなものがそろっているような自治体だと考えておまして、品目は今ぐらいの品目で現在は実施していきたいなという考えでございます。

○議長（工藤正孝君） これで、工藤 愛君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

(午前11時03分)

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時15分)

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

1 番、沼畑俊吉君の質問を許します。沼畑俊吉君。

(1 番 沼畑俊吉君 登壇)

○1 番（沼畑俊吉君） お疲れさまです。

今回の私の質問のテーマは南部町の農業振興です。

私が就農して20年余りがたちました。ざっくり振り返ってみると、就農当初は無登録農薬問題や市場の値段が毎年下がるという傾向がありました。晩霜、ひょう害、川の洪水、長期にわたる市況の低迷、幾多の困難がありました。それでも諦めずに何とかここまで来られたのは、家族、仲間、地域の方々、お客様はもちろんですが、洪水被害の対応や気象災害の対応のみならず、町内外、海外研修、イベントでの販売の機会、農業だけではなく、様々な行政のサポートがあつてのことだと思っております。

ほかの町で最近就農した友人は、「南部町いいな、南部町さ畑持てれば良かったのにな」と口にしていました。コロナ禍や去年の物価高騰においては、他町村からもうらやましがられる対策がスピーディーに施されたこともあると思います。また私が知る昨今の町の農業施策でも多年にわたる大規模な圃場整備事業、鳥獣被害対応、スマート農業を進める施策、SSへの助成、ジュノハートのブランド化、歴史ある農業観光とグリーンツーリズム事業などまだまだあると思いますが、地域性や農業者のニーズに沿った特色ある町独自の施策もたくさんあり、とてもありがたいと思っている農業者が多いのではないのでしょうか。そういう様々な施策のおかげで、町の様々なイベントの物販コーナーで、最近、若い農家を見かける機会が増えてきたんじゃないかなと実感するのは私だけでしょうか。

そうとはいえ、しかしながら、日本のあらゆる産業が直面している人口減少社会への不安、既

に発生している後継者問題、労働者不足、異常気象、世界情勢に左右される経済状況、農業においても大変強い危機感を覚えます。

しかし、厳しい現実や困難を前にしても、誇りを持てる町、子育てしかり、若者が活躍する南部町が引き続き他地域からも注目される日本の農業の希望の町として生き残れたらと夢をはせます。そのためには、今まで以上に地域外から様々な形で南部町を知ったり、訪れたりした人たちが南部町の食や農業のすばらしさを知り、農業を志す、南部町で農業を学びたい、就農したいという人が1人でも多く増え、経営者に育っていく形が永続的に続くことが必要ではないでしょうか。

現在の町の恵まれた農業資源や行われているあらゆる施策を基礎にして、就農者を増やすことにつながる施策をより拡充してはいかがでしょうか。それにより、さらなる南部町の農業の魅力が高まり、町内外から就農希望の人が増える。南部町で就農しませんかと自信を持って対応できる窓口や受入れ体制、自立できるまでのきめ細かくサポートする体制のさらなる充実などの施策を議論してはいかがでしょうか。

町内外問わず、農業者のみならず農業に関わる会社、異業種や金融機関、農業高校、福祉や団体の連携を図りつつ、南部町で就農者が学び挑戦できる環境をみんなでサポートする南部町モデルを構築できたらいいと思います。

私が最近出会った海外や県外在住30年余りの方が、南部町にUターンされた方のご息様が世界各地で暮らしてきたわけですが、南部町に移住して、これほど世界中いろんな国を巡ったけれども農産物に恵まれたところはなかったですよと、南部町の農産物は最高においしいと。その方は、その感動から、ぜひとも南部町で農業に携わりたいと私に相談がありました。その方いわく、農産物がおいしいのは、南部町で農産物を作っている方々の人柄、特に優しさがそうしているんじゃないですかと、大変うれしい言葉をいただきました。その言葉から世界に誇れる南部町農業の可能性を強く感じました。

以上を踏まえ、通告どおりの質問をしたいと思います。

3点に分かれておりますが、まず1つ目、南部町農業振興を進める上で地域農業の将来に対する町長の思いや夢をお尋ねします。それを実現するための重点施策をお伺いします。

次に、町の直近5年間の農業者数推移（年代別農業者、兼業農業者、新規就農者、65歳以上、75歳以上高齢化率など）と、それに関し将来心配されている課題をお伺いします。また、課題に対し既に実施している対策、今後検討されている対策をお伺いいたします。

3つ目に、就農者をさらに増やす施策の拡充や新たな施策を実施する考えはあるのかお伺い

たします。

私の質問は以上です。ぜひ前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、沼畑俊吉議員にお答え申し上げます。

その前に議員ご本人に、農業に対する思い、そしてまた、日頃から非常に若い方々を含めて頑張っていることに心からまず敬意を表したいと思います。

それでは、南部町の農業振興を進める上で地域農業の将来に対する私の思いや夢、またそれを実現するための重点施策についてのご質問ですが、当町の農業は担い手の減少や従事者の高齢化などによる労働力の低下、耕作放棄地の増加など経営環境は一段と厳しさを増しており、もはや個々で解決できる問題ではなく地域全体で考えていく必要があると認識しているところでもあります。そのためにも、5年後、10年後を見据えた将来の地域農業の在り方について農業者の皆様と話し合いながら将来の目指すべき農地利用の姿を明確化する地域計画を令和7年3月まで、いわゆる令和6年度中に策定するための準備を進めているところであります。次の世代へ農地を着実に引継ぎながら将来にわたって安心して農業に取り組める体制を構築していかなければならないと考えております。

つきましては、町の基幹産業である農業を将来に希望が持てる、やりがいと魅力あるものとするため、スマート農業加速化支援事業をはじめとする町独自の持続可能な各種支援策を実施していくほか、ジュノハートやゼネラル・レクラーク、シャインマスカットなどの当町を代表する特産果樹のみならず、南部達者米、南部太ネギといった地域特産物のブランド化の確立に向けた取組をこれまで以上に支援してまいりたいと考えております。

次に、町の直近5年間の農業者数推移と、それに関し将来心配される課題、また、その課題に対し既に実施している対策、そして今後検討される対策についてのご質問ですが、農業者数の推移につきまして公表されている数値は農林水産省が行う農林業センサスによるものであり、直近5年間のものではなく限られた項目のみのご案内となりますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

2020年農林業センサスによりますと、当町の農業就業人口は1,038人で5年前の1,231人から193人減少しております。参考に、年代別での基幹的農業従事者につきましては、29歳以下が3人、

30歳から39歳が11人、40歳から49歳が51人、50歳から59歳が147人、60歳から69歳が364人、70歳以上が462人となっております。65歳以上を占める割合は約65％となっているものの、町が独自に新規就農者への支援を始めた平成19年度以降に当町で新たに就農された方は90人に達しており、若い世代の労働力の確保と後継者の育成に期待しているところであります。

昨今、農業を取り巻く環境は農業就業者の高齢化や担い手不足など危機的な状況に直面しており、農業の持続的な発展のためには若年層の農業従事者を確保するとともに、農業者一人一人がこれまでと比べて、より大きな役割を担うことが必要になるものと考えております。このことから、町では農業者の皆様を支援するため、圃場整備をはじめとした基盤整備事業、農地中間管理機構と連携した農地の集積や耕作放棄地の発生抑制、農業の担い手として新規就農者及び後継者の育成確保につながる各種施策を引き続き実施してまいります。

次に、就労者をさらに増やす施策の充実や新たな施策を実施する考えはあるかというご質問でございますが、農業の就業人口の減少は避けられるものではなく、持続可能な農業政策を実施していくためには、町のみならず農協などの関係機関と連携しながら、減少する速度をできるだけ抑えられる政策を実施しつつ適切な予算配分をしていかなければならないと考えております。

今後は、地域農業の中心となる担い手だけではなく、集落営農や受託などの地域づくりへの支援や法人等による参入を促進するほか、農業分野において大きな戦力となり得る特定技能人材として外国人を雇用するなど多様な担い手の確保に向けた取組を支援していく必要があると考えております。

また、農作業における省力化や新規就農者の確保、栽培技術力の継承につながる取組として注目を集めているスマート農業につきましても、国の補助事業を活用する場合の申請要件が非常に厳しく、当町においては該当者がいない状況であることから、町では国の要件を緩和した独自の事業を展開しておりますが、本事業につきましても、自動走行可能なトラクターやドローンなどによる農薬散布、人工衛星による農作物の生育状況の管理や診断など先端技術を活用することで高齢化が進む農業の現状を解決していけるものと期待しておりますので、スマート農業の町単独事業において、さらに緩和できる要件はないかを検討しながら引き続き支援してまいりたいと考えております。国より大分緩和をしてスマート農業予算を計上しているわけですが、いろいろな農業者の方々とも意見交換をさせていただいております。そういう中において緩和してもまだやっぱり厳しいと、こういうお話も聞いておりますので、もう一度、町単独の要綱条件を見直しをさせていただいて、できるだけ活用しやすい事業にしていきたいなと考えているところでございます。

人材確保につきましては非常に厳しい状況下であります。そういう中において、南部の人材派遣組合もございます。若い人たちが従事している、昨年、そういう姿も見ました。そちらのほうも、町も、また県、国の事業でもあります。有効に活用しながら組合の方々に頑張っていただいて、何とか国内だけではなく海外からの派遣、確保というものも頑張っていただければなと思っています。

そしてまた、常に現状と将来どういう姿に持っていくべきか、このことは現状と、常に将来、この2つを考えながら支援体制、また農業経営、そういうものを築いていかなければならないと考えております。

最後に、以前、分譲住宅のときに新聞広告を使わせていただいて、ただ安価で安いからということだけではなく、南部町はこういう子育て支援をやっていますよというのも全部掲載させて値段はこの安価ですよというPRの仕方をさせていただきました。農業者につきましても、農業関係も他町村に比べればかなり町単独の支援を行っていると思っています。そういう中において、そういう新聞広告、多少お金はかかりますけれども南部町の支援体制はこういうのがありますよと、農地もありますよと、あっせんしますよと、こういうPRもして、先ほど申しあげました他町村からも南部町の支援うらやましいなと思っていただいて、耕作放棄地等々を活用できるような方が1人でも2人でも出てもらえれば、また耕作放棄地の減少にもつながっていくのではないかなと考えますので、そういうPRの仕方というのでも考えて取り組みたいと考えております。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 町長から大変前向きな、そして丁寧な、南部町内の農家にとっても心強い答弁があったと思います。大変感謝したいと思います。その中で、南部町独自で新規就農者支援として、先ほどの答弁の中で平成15年度でしたか、独自にやられた施策があると伺いました。自分もちょっとうろ覚えなので、いま一度、その施策についてご説明を求めたいと思います。

もう一点が、町長さんから情報発信についても答弁がありました。自分としてもこんなにいい、農業施策だけではないんですけれども、いい町だというのを、やっぱり町内外の皆さんにもアピールできる町ではないかなと思っています。そういう、町長さんがもう述べてしまったんですけれども、今までやっている情報発信の仕方とか、今後考えられる情報発信について、もっともっとやるんだというようなご意向があるのでしょうか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

新規就農者の支援につきましては、国庫補助と町単独の2つの事業がありまして、該当する方への支援を行っております。国庫補助事業につきましては、経営の不安定な就農初期段階の50歳未満の青年就農者に対して経営の資金を交付することにより、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることで交付しているものでございまして、補助金の財源は国が10分の10となっております。

給付期間は現在制度が変わっており、最長3年間となっておりますが、旧制度の対象の方につきましては5年間となっております。

こちらの国庫補助事業については、平成24年度以降、事業活用した方の人数は、個人の方が17人、夫婦の方が10名、合わせて37人でございます。

続きまして、町の単独支援策の新規就農者支援事業につきましては、農業後継者の育成と農業の活性化を推進するため、新規学卒就農者、また新規就農後継者、新規就農定住者に対しまして月2万円または3万円の補助金を最長で3年間交付しております。平成19年度以降、支援した方は合計で53人となっております、先ほどの国の37名と町の53名合わせて90人に対して支援を行っております。

2つ目のご質問でありますけれども、町の施策につきましては、現在、町のホームページで周知を行っているほか、県が作成した就農情報のホームページや新規就農ガイドブックにも掲載されております。また、町ではこのガイドブックにつきまして役場窓口で就農相談があった場合に活用しております。また、そのほかにも、移住定住関連では、南部町移住定住ガイドブックや八戸圏域連携中枢都市圏の移住パンフレット、また県のUターンガイドブックなどにも当町の支援策が掲載されておりますので、就農希望者に対しての情報発信につながっているものと考えております。先ほど、町長から広告の件についてありましたので担当課でも今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問ありませんか。

これで沼畑俊吉君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後１時まで休憩します。

（「続けてもいいんじゃないか」の声あり）

（午前11時42分）

○議長（工藤正孝君） では、休憩を解き会議を再開します。

（午前11時42分）

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

３番、小橋昭裕君の質問を許します。小橋昭裕君。

（３番 小橋昭裕君 登壇）

○３番（小橋昭裕君） それでは、今定例会に通告しております、なんぶちえりバススクール対応便についてですが、昨年４月、小中学校が統廃合され、福地地区では児童生徒専用のスクールバスから一般乗合バスであるなんぶちえりバスを利用した登下校となりました。

そこで、住民から寄せられた声を基に質問いたします。

まず１点目ですが、福地中学校に通う生徒の保護者から聞いたのですが、福地中学校の下校用のバスですが、学校の時間割では帰りの学活の終了時間が16時10分となっているのに、バスの発車時間が、麦沢線は15時56分、埴渡線は16時３分、椋木線は16時８分となっており、間に合わない時間設定となっているそうです。そのため、学校側が清掃の時間や帰りの学活の時間を短縮して対応している状態だそうですが、本来、スクール対応便は学校の時間割に合わせて運行されるべきと思いますが、このことについて町長の見解を伺います。

次に２点目の質問ですが、スクール対応便の学校行事等による変更は１か月以上前となっており、時間変更後に行事等が追加になった場合や行事等の変更があった場合にはバス時間の変更ができないため帰りの時間に合ったバスがない状況です。また、中学３年生は２学期から高校受験のための学習会が始まり通常より帰宅時間が遅くなるため、その時間にも帰るバスがない状況です。そのため徒歩で帰宅をしている中学生がいる状況を把握していますでしょうか。杉沢地区の中学生が徒歩で帰宅しているのを何度も見かけましたが、あかね団地から埴渡、広域農道の埴渡地区からあけぼの団地には歩道がなく、特に冬期間は除雪により道路幅が狭くなり、非常に危険

な状態の中、生徒が徒歩で下校している現状について町長の見解を伺います。

次に3点目の質問ですが、なんぶちえりバススクール対応便は、学校の行事等により運行時間の変更となったり運休となる場合がありますが、町のホームページでしかその情報を得ることができないため、高齢者など自宅にインターネット環境がなくスマートフォンも所持していない人たちは知らずにバスを待っていたという話を聞きましたが、このことについて町長の見解を伺います。

最後に、他県ではありますが、過去には一般乗合バスにおいて生徒が他の乗客に切りつけられた事件も発生しています。これまでの3つの質問の状況も併せ、児童生徒の安心安全な登下校と町民の利便性向上を考えると、児童生徒の登下校用バスはスクールバス専用バスとして一般乗合バスと区別して運行すべきではないかと思うのですが、町長の考えを伺います。

以上、4点について質問します。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） それでは、小橋昭裕議員は私からお答え申し上げます。

まず、スクール対応便が学校の下校時間より早く出発している現状についてであります。今年度のスクール対応便の下校ダイヤについては、前年度に各学校の下校時間を確認した上で運行ダイヤを組んでいるものであります。また、各学校へは、学校行事等で下校時間と下校バスの時間にずれが生じる場合には、下校バスの時間変更や行政バスを申請するよう指示しており、それでも対応することができない場合は貸切りバスを手配することとしております。

次に、学校行事等によるスクール対応便の時間変更についてであります。スクール対応便の時間変更については、各学校から原則として1か月前に要望を上げていただくこととしておりますが、緊急の場合などには随時の変更も受け付け、可能な限り対応しているところであります。

なんぶちえりバススクール対応便は3学区14台体制で運行しており、令和4年度に保護者に対して行った乗車の有無に関するアンケートを基に配車する車両の大きさを決定しておりますが、小中学校の下校時間が重なったときなどは乗車人数が多く乗り切れなかったという報告を受けたことから、実際の乗車人数を勘案し配車する車両を変更した路線もありました。また、各学校から一斉下校日などにおいて児童生徒がバスに乗り切れないことが想定されるとの相談を受けた際には、冒頭でも申し上げましたとおり、町の行政バスの配車や貸切りバスを手配することに

より、児童生徒の下校に支障が出ないように努めているところであります。

次に、スクール対応便変更の町民への周知についてであります。スクール対応便の時間の変更については、各学校から変更の要望が町へ届き、町からバス運行会社へ依頼し、その結果について町を経由して当該学校へ伝え、学校から保護者へ連絡する体制となっております。

なお、変更したスクール対応便の時間は、町のホームページに掲載しております。

また、町が発行しているなんぶちえりバス運行時刻表には、スクール対応便に登校または下校と表記し、去年の広報なんぶちょう5月号には、スクール対応便は運行する時間に変更あるいは運休となる場合があることや、乗車する場合は町へ問合せいただきたいこと、そして、スクール対応便は小中学生の登下校を優先している便であることをご理解いただくようお知らせしてきたところであります。

なお、新年度に発行するなんぶちえりバス運行時刻表には、これまでの登校または下校の表記のほか、運行時間に変更あるいは運休となる場合があることなどを明記することで準備を進めております。

次に、児童生徒の登下校バスはスクール専用バスとすべきではないかですが、令和2年12月に開催された学校統廃合検討委員会において、学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒の通学はスクールバスの運行によるものとし、3学区それぞれ2つの路線が必要であるとの答申をいただいております。この答申を基に各学区で開催された統合準備委員会では、各学区とも、2つの路線から外れた児童生徒も公平に利用でき、また、きめ細かい運行が可能なコミュニティーバスを利用することが望ましいとの結論に至ったものであります。

今年度の運行当初は、町及び各学校、そしてバス運行会社において、スクール対応便の時間の変更方法などに認識のずれもあったことから、運行開始から約1週間後の昨年4月13日、各学校のバス担当教職員及び町、バス運行会社の三者が一堂に会し、変更手順を相互に確認し、また、発生したトラブルの実例及びその防止策などを協議いたしました。それ以降、大きなトラブルは発生しておらず、おおむね順調に運行していると認識しておりますので、今後も関係三者で協議を重ねながら現行の体制を維持していくことで問題はないと考えているところであります。

以上であります。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） 再質問ですが、1点だけ。

先ほども言いましたが、あかね団地から壱渡地区に歩道がない、また広域農道も壱渡地区からあけぼの団地にかけて歩道が整備されておきませんが、広域農道に関しては名川方面からあけぼの団地に向けてちょうど下り坂になっていて、あけぼの団地からまた名川方面に向けて下り坂になって、かなりスピードを出した車がかんりの台数あります。さらに、ちょうど交差点、丁字路ですけれども、しょっちゅう、しょっちゅうというか、度々事故も起きています。その中、子供たちが歩いて、もし事故に遭った場合の責任について町はどう考えているのか、1つ質問したいと思います。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 歩道関係については、あかね団地、壱渡間だけでなく様々、南部地区もあって、県道、国道、町道あるわけですし、その管理の中において十分気をつけて、歩道ですからすぐ整備できるということにもならないわけですし、県道の場合は数年かけて要望して何とか実現をしていくと、町のほうも簡単にいかないわけでありす。そういう中において、例えば上名久井地区で新たな、歩道部分に線を、上名久井は緑色だったですかね、あれで十分ドライバーの方々が気をつけて運転しているなというのも分かりました。そういう工夫もしながら進めていかなければならないと思っておりますし、事故の場合は、それはケースバイケースになるだろうと。それでもって全て町の責任ということではないと思っております。

○議長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（北上隆広君） 議員ご指摘のとおり、学校の委員会活動など個別に下校時間が遅くなりバスが利用できないということも伺っております。ただ、スクール対応便を利用する児童生徒に配慮した対応が必要でございますので、校長会等を通じまして改めてスクール対応便のダイヤに合わせたタイムスケジュールを組むよう要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありますか。

これで、小橋昭裕君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月4日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時57分）

令和6年3月4日（月曜日）

第123回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第123回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年3月4日（月）午前10時開議

- 第 1 報告第 2号 専決処分した事項の報告について
工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（福地橋橋梁補修
6号工事）
- 第 2 報告第 3号 専決処分した事項の報告について
工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（あかね浄化セン
ター管理棟建築工事）
- 第 3 議案第 8号 令和6年度南部町一般会計予算
- 第 4 議案第 9号 令和6年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 5 議案第 10号 令和6年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 6 議案第 11号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議案第 12号 令和6年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第 13号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 9 議案第 14号 令和6年度南部町病院事業会計予算
- 第 10 議案第 15号 令和6年度南部町下水道事業会計予算
- 第 11 議案第 16号 令和6年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 12 議案第 17号 令和6年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 13 議案第 18号 令和6年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 14 議案第 19号 令和6年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 15 議案第 20号 令和6年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 16 議案第 21号 令和6年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 17 議案第 22号 令和6年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第 18 議案第 23号 南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 24号 南部町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例
の制定について
- 第 20 議案第 25号 南部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改

正する条例の制定について

- 第 21 議案第 26号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 22 議案第 27号 南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 23 議案第 28号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議案第 29号 南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第 30号 南部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第 31号 南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第 32号 南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第 33号 南部町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議案第 34号 南部町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議案第 35号 指定管理者の指定について
(苫米地集会所他33施設)
- 第 31 議案第 36号 指定管理者の指定について
(南部町名川老人福祉センター他3施設)
- 第 32 議案第 37号 指定管理者の指定について
(鳥舌内すこやかセンター他1施設)
- 第 33 議案第 38号 指定管理者の指定について
(南部町健康増進センター他1施設)
- 第 34 議案第 39号 新町建設計画の変更について

第 35 議案第 40号 三八視聴覚教育協議会の廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	6 番	久 保 利 樹 君
7 番	坂 本 典 男 君	8 番	滝 田 勉 君
9 番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 舘 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	西 舘 昌 男 君	企画財政課参事	金 野 貢 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 長	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	石 橋 一 史 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 参 事	松 橋 悟 君
会 計 管 理 者	藤 嶋 健 悦 君	医療センター参事	岩 間 雅 之 君
市 場 参 事	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課長	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 岩 木 育 子

主 事 小 泉 清 夏

総 括 主 査 坂 本 裕 昭

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第123回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第1、報告第2号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（福地橋橋梁補修6号工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） おはようございます。

よろしくお願いします。

それでは、説明資料の4ページをお開き願います。

報告第2号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（福地橋橋梁補修6号工事））」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

専決年月日は令和6年2月13日。工事名は福地橋橋梁補修6号工事。工事場所は南部町大字苦米地地内。契約の相手方は、上名久井字外ノ沢10番地2、株式会社松本工務店、代表取締役、松本保築。変更前の請負代金額9,587万5,789円に、請負代金の2.07%に当たる198万211円を増額するものであります。

変更内容ですが、主なものとして、仮受け部材に使用するアンカーボルトの長さの変更、地覆部の表面保護工の施工面積追加、単管足場工を追加したことによるものです。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第2、報告第3号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（あかね浄化センター管理棟建築工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 説明資料の5ページをお開き願います。

報告第3号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（あかね浄化センター管理棟建築工事））」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

専決年月日は令和6年2月13日。工事名はあかね浄化センター管理棟建築工事。工事場所は南部町大字福田地内。契約の相手方は、上名久井字外ノ沢10番地2、株式会社松本工務店、代表取締役、松本保築。変更前の請負代金額1億6,830万円に、請負代金の2.11%に当たる355万3,000円を増額するものであります。

変更内容ですが、主なものとして、管理棟外周の埋戻し材を当初予定していた現場発生土から購入土へ変更したこと、仮設工において安全対策としての仮囲いの設置を追加したことによるも

のです。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第3号を終わります。

◎議案第8号から議案第22号の上程、委員会付託

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

日程第3、議案第8号から日程第17、議案第22号までの令和6年度南部町各会計予算15件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第8号から議案第22号までを一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案15件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第8号から議案第22号までの議案15件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。
本日、本会議終了後、この議場において予算特別委員会を開催いたしますのでご了承願います。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第18、議案第23号「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（西舘昌男君） 議案説明資料の6ページをお開き願います。

議案第23号「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨であります、上川原地区に新築した上川原集会場を集会所条例の規定に基づき管理するため、所要の改正を行うものであります。

2. 内容であります、集会所条例の別表中、上名久井公民館の項の下に上川原集会場を加えるもので、施行日は令和6年4月1日であります。

以上で、議案第23号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第19、議案第24号「南部町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西舘昌男君) 議案説明資料の7ページをお開き願います。

議案第24号「南部町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨であります、南部町議会議員選挙及び南部町長選挙において、選挙人の選挙権の行使に資するよう、候補者の氏名、経歴、政見等を町内に広く周知する選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるため、公職選挙法の規定に基づき、新たに条例を制定するものであります。

2. 内容であります、選挙公報は、選挙ごとに1回発行することや、選挙管理委員会は選挙の前日までに新聞折り込みやそれに準ずる方法で各世帯に選挙公報を配布すること、また、その手続きなどを条例に規定するものであります。

施行日は公布の日です。

以上で、議案第24号の説明を終わらせていただきます。

○議長(工藤正孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第20、議案第25号「南部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（西舘昌男君） それでは、議案説明資料の8ページをお開き願います。

議案第25号「南部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」 ご説明いたします。

趣旨であります。地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給する必要が生じるため、関係する3つの条例について所要の改正を行うものであります。

2. 内容であります。第1条改正は、南部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、フルタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条項の追加等の改正を行うものであり、第2条改正は、南部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条項の追加等の改正を行うものであります。

また、第1条及び第2条の共通の改正として、年度途中に勤勉手当の支給割合の改正があった場合は翌年度の4月1日から適用することとし、令和6年度の支給割合は、6月支給、12月支給ともに0.975月分であります。

第3条改正は、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例で、勤勉手当の支給基準日に育児休業をしている会計年度任用職員にも、基準日前6か月以内の期間において勤務した期間がある場合に勤勉手当を支給できるように改正を行うほか、南部町職員の給与に関する条例から引用している条項のずれを改めるものであります。

施行日は令和6年4月1日です。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第21、議案第26号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案説明資料の10ページをお開き願います。

議案第26号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

1の趣旨でございますが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、町内の保育施設等事業者が運営に関する基準としている本条例について所要の改正を行うものです。

2の改正内容、1点目ですが、掲示等に関しまして、第23条中、施設の見やすい場所に運営規定の概要や職員の勤務体制、利用者負担、その他の利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項について、「掲示しなければならない」と規定しているものを、「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない」と改正するものでございます。

改正内容の2点目ですが、電磁的記録等に関し、第53条第2項第2号中、「磁気ディスク、シー・ディー・ロム、その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」の具体的媒体名を削除し、「電磁的記録媒体」と抽象的規定への見直しをするものです。

3. 施行日は公布の日。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日。

議案第26号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第22、議案第27号「南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案説明資料の11ページをお開き願います。

議案第27号「南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

1の趣旨でございますが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係する2つの条例について引用条項を改めるなど、所要の改正を行うものです。

2. 改正内容でございますが、これまで保護命令として接近禁止命令と退去命令が改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項に規定されていましたが、接近禁止命令の要件等の改正に伴い、改正後の同法では、第10条第1項と第10条の2に分けて規定されることとなったため、引用箇所を改めるものです。

3. 施行日は令和6年4月1日。

議案第27号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） DVの有無っていうのはどういう確認をするんでしょうか。

DVがあるところに、DVがあると、そういった状況をどのように把握して、この条例に反映させるんでしょうか。

○議長（工藤正孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） DVの担当課は福祉介護課になりますので、私のほうからご説明させていただきます。

通報とか相談があった場合、高齢者の虐待もそうですけれども、まずは職員のほうのご家庭に赴いて事実のほう聞き取りをして、その上で、認定のほうをするというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 通報があった場合ってのことですか。

それは例えば、警察だったり町に直接とかですね、そういう場合ですね。それでも拾いきれないような潜在的なものっていうのはどういうふうなことになるんでしょうか。

○議長（工藤正孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 虐待にも通じることですけれども、私達とすれば、警察からの情報は通報、一般住民ですとか子どもの前である面前DVとかもありますので、保育施設とかからの情報もあるんですけども、そういったのは相談というふうな棲み分けはしてございます。

潜在的なものがあるかどうかにつきましては、さすがに行政でも全ての世帯を把握しているわけではございませんので、何かおかしいなというようなことがありましたら、役場なり児童相談所、警察、そういったところにご相談をくださいというふうな周知はしていかなければならないものだとして認識してございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第23、議案第28号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 説明資料の12ページをお開き願います。

議案第28号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨であります。令和6年度から8年度までの介護保険料を改めるとともに、現在、所得状況に応じて9段階に設定されている保険料区分が、介護保険制度の改正により、標準13段階となることから、保険料区分の改正を行うものでございます。

まず、介護保険料の基準額であります。13ページの資料1をご覧ください。

上段の図1、65歳以上の人口ですが、近年は減少に転じておりまして、図2になりますが、65

歳以上人口の減少に伴い、要支援・要介護認定者も減少傾向にあるものでございます。

図3であります、保険給付費につきましては、要支援・要介護認定者の減に伴い、令和3年度、4年度と2年連続で前年度の給付費を下回っている状況でございます。

これらの背景に加え、令和6年度から令和8年度までは、新たな施設整備を行わないことから、給付費の急激な増加は見込まれず、地域支援事業費を加えた3年間で必要となる給付費を現在の第8期より約10.2億円低い約78億円と見込むものでございまして、これで計算いたしますと、1人当たりにならめいただく介護保険料の標準月額、現在と同じ7,400円となるものであります。

一方、図4の基金の積立状況であります、令和2年度末現在で2億4,900万円だった基金は、今年度末において5億円に達する見込みでございます。

基金は、給付費の不足が生じた場合には取り崩しを行うなど、保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしておりますが、必要以上の基金残高を保有することは、保険給付のためにお預かりした保険料の用途目的として適切ではないことから、第9期におきましては、第8期計画期間中に積立てた約2億5,000万円の半分ほどに当たる1億3,000万円を取り崩し、7,400円から600円を引き下げた標準月額6,800円として、保険料負担の軽減を図るものでございます。

14ページをお開きいただき、資料2をご覧ください。

次に、所得状況に応じた保険料の区分であります、国の改正内容に準じ、表右側のとおり改めるものでございます。

第4段階から第9段階までの調整率は現在と同じであります、新たに設定される第10段階から第13段階の調整率は現在の第9段階より高く設定され、また、所得の低い第1段階から第3段階までの調整率は現在よりさらに引き下げになるものでございます。

施行日は令和6年4月1日であります。

議案第28号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。山田賢司君。

○10番（山田賢司君） 今、介護保険料等が下がるというのは大変いいことかなと思ってましたけど、先ほど言われた基金の積立てがだんだん多くなっているのと。

大体どれぐらいがいい状況の基金の積立残高になるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（工藤正孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 基金をどのぐらい保有しておけば適正なのかというのは、国のほうからははっきり示されておりませんが、大体、全国の自治体を見ますと5%から10%程度を保有していればいいのかというふうに認識してございます。

南部町でも、年間の保険給付費が大体24億ぐらいですので、1割で2億4,000万、そこまではいなくても2億円程度保有していれば、基金としてはいいのかというふうには感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 山田賢司君。

○10番（山田賢司君） 今の部分はわかりましたけれども、それでもまず、今、南部町は高い傾向にあるということですよ。

あとちょっと要望になるんですけれども、今回段階が増えました。その部分をやはり広く周知していただいて、やはり増える、今までの部分よりも高くなる人があるわけですから、その辺の広報活動等はよろしくお願いしたいなと思います。

よろしくお願いします。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号及び議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

日程第24、議案第29号「南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第25、議案第30号「南部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の議案2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第29号及び議案第30号の議案2件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 説明資料の15ページをお開き願います。

初めに、議案第29号「南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨であります。介護保険制度の改正に伴い国の基準が見直されたこと、また、議案第26号での説明と同様に、磁気ディスク、シー・ディー・ロムなどを、電磁的記録媒体へと字句を改めるものでございます。

内容であります。①管理者の兼務範囲の拡大や、②重要事項のウェブサイトへの掲載の義務化など、①から⑧までが介護保険制度の見直しによる改正内容でありまして、改正内容が適用になるサービス事業所につきましては、16ページに掲載しております表のとおりでございます。

施行日は令和6年4月1日であります。

説明資料の17ページをお開き願います。

続きまして、議案第30号「南部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨につきましては、先ほどと同様に、国の基準に合わせた改正とするものでありまして、内容につきましても同様に、全ての事業所に共通する基準改正のほか、サービス事業所ごとに適用となる基準の改正となっているものでございます。

施行日は令和6年4月1日であります。

議案第29号及び議案第30号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号及び議案第30号の議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第29号及び議案第30号の議案2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号及び議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

日程第26、議案第31号「南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第27、議案第32号「南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の議案第2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第31号及び議案第32号の議案2件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 説明資料の18ページをお開き願います。

初めに、議案第31号「南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨であります。先ほどご議決をいただきました議案第29号、第30号と同様に、国の基準が見直されたこと、また、電磁的記録媒体へと字句を改めるものでございます。

2の内容であります。①ケアマネ1人当たりが担当可能な利用者上限の緩和、②一定条件を満たしている施設管理者の兼務範囲の拡大などでございます。

施行日は令和6年4月1日であります。

説明資料の19ページをお開き願います。

続きまして、議案第32号「南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨につきましては、先ほどと同様に、国の基準に合わせた改正とするものであります。

2の内容ですが、一部改正の大きなものとしたしましては、①になりますが、現在は、地域包括支援センターから委託を受けた事業所が要支援認定者のケアプランを作成しておりますが、改正後は、申請により町から指定を受けた居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターからの委

託によらず、直接利用者のケアプランを作成することができるようになるもので、それに伴いまして、⑤になりますが、実施地域以外の要支援者のケアプランを作成する場合には、交通費の請求が可能となるものでございます。

その他の改正につきましては、先ほどと同様の改正内容となるものでございます。

施行日は令和6年4月1日であります。

議案第31号及び議案第32号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号及び議案第32号の議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第31号及び議案第32号の議案2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第28、議案第33号「南部町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 説明資料の20ページをお開き願います。

議案第33号「南部町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨及び内容でございますが、介護保険法施行規則が一部改正されたことに伴い、条例で引用している条項が削除されたことから、引用条項を改めるため所要の改正を行うものでございます。

施行日は令和6年4月1日であります。

議案第33号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第29、議案第34号「南部町工場誘致条例の一部を改正する条例の制

定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 議案説明資料の21ページをお開き願います。

議案第34号「南部町工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、企業誘致を積極的に推進することを目的に、経済及び雇用情勢の変化に適応した内容とするため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、（１）南部町工場誘致条例定義、第２条に、再生可能エネルギー市場が拡充していることから、対象業種に電気業、再生可能エネルギー電気のうち、地域経済及び雇用への波及がある水力、地熱、バイオマス事業を加えるものであります。

（２）奨励の基準、第３条でございますが、既存の所有地への工場立地を促進するため、工場用地取得後の３年以内に操業する制限の撤廃と、投下固定資産総額を過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法の基準に適合させるため、2,700万円以上から500万円以上に引き下げ、常時雇用する従業員数を雇用難の現状に適合させるため、20人以上から10人以上に改正するものでございます。

（３）操業奨励金、第６条でございますが、固定資産税の課税基準日が１月１日であることから、操業初年度に対象とならない場合があるため、操業開始の日に属する翌年度、１月から３月までの間に設置した場合によっては翌々年度から対象するものです。なお、ただし書きとして、固定資産税の特別措置により一部課税免除を受けた場合は、その額を控除した額を限度として交付することを加えるものです。

（４）雇用奨励金、第７条２項でございますが、町村合併から18年が経過しており、福地工業団地に設けていた雇用奨励金の地域的な特例を廃止するものです。

施行日は公布の日でございます。

議案第34号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号から議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) お諮りします。

日程第30、議案第35号から日程第33、議案第38号まで、「指定管理者の指定について」の議案4件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第35号から議案第38号までの議案4件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西舘昌男君) それでは、議案説明資料の22ページをお開き願います。

議案第35号から議案第38号までを併せてご説明いたします。

いずれも令和6年3月31日で指定期間が終了する施設につきまして、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、引き続き指定管理者として指定することを基本とするものであります。

議案第35号「指定管理者の指定について(苫米地集会所他33施設)」は、総務課所管の施設の指定管理者を指定するものであります。

指定管理者となる団体は、説明資料の２の一覧表のとおりで、継続する施設については、番号１の苫米地集会所は苫米地上・後町内会とするなど、これまでと同じ団体を引き続き指定し、今年度建設した上川原集会所の指定管理者に、新たに上川原町内会を指定するものであります。

次に、議案説明資料の24ページをお開き願います。

議案第36号「指定管理者の指定について（南部町名川老人福祉センター他３施設）」は、福祉介護課所管の施設の指定管理者を指定するものであります。

指定管理者となる団体は、説明資料の２の一覧表のとおり、これまでと同じ団体を引き続き指定するものであります。

次に、議案説明資料の25ページをお開き願います。

議案第37号「指定管理者の指定について（鳥舌内すこやかセンター他１施設）」は、農林課所管の施設の指定管理者を指定するものであります。

指定管理者となる団体は、説明資料の２の一覧表のとおり、これまでと同じ団体を引き続き指定するものであります。

次に、議案説明資料の26ページをお開き願います。

議案第38号「指定管理者の指定について（南部町健康増進センター他１施設）」は、商工観光課所管の施設の指定管理者を指定するものであります。

指定管理者となる団体は、説明資料の２の一覧表のとおり、これまでと同じ団体を引き続き指定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号から議案第38号まで議案４件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第35号から議案第38号までの議案4件は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第34、議案第39号「新町建設計画の変更について」を議題とします。
本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、説明資料の27ページをお開き願います。

議案第39号「新町建設計画の変更について」ご説明申し上げます。

1. 趣旨でございますが、市町村の合併の特例に関する法律に基づく合併特例債を有効活用できますよう、新町建設計画を変更するものでございます。

2. 変更の内容でございますが、①の表に記載のとおり、計画中の主な事業のうち、学校施設の整備について、改修、除却、譲渡を行う旨を追記するもの。

②は、公共施設の統合整備の基本的考え方につきましても、同様に、除却や譲渡を行う旨を加えるものでございます。

下段の3に、令和6年度において、合併特例債を活用する予定の事業を記載しておりますが、建設計画の変更を行うことによりまして、②杉沢中学校解体事業及び③名川小・福地小のトイレ改修事業につきましても、合併特例債の発行が可能となるものでございます。

この建設計画の変更に関しましては既に県との協議が完了しており、ご議決をいただいた後は、県知事と総務大臣に変更後の計画書を提出し、確定することとなります。

また、変更後の新町建設計画につきましては、データをアップしてございますので、変更箇所は赤字に黄色マーカーをしておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第35、議案第40号「三八視聴覚教育協議会の廃止について」を議題とします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（柳久保正弘君） それでは、説明資料の28ページをお開き願います。

議案第40号「三八視聴覚教育協議会の廃止について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、令和6年3月31日をもって、三八視聴覚教育協議会を廃止することについて、地方自治法第252条の6及び同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、三八視聴覚教育協議会は、三八地域7市町村によって構成され、視聴覚

教材・機器の共同購入と貸し出しを主に運營業務としておりました。ここ数年、学校現場での1人1台端末の整備、視聴覚教材・機器の利用減少等の理由により、設置当初の目的が達成され、協議会を維持していく必要性が薄れてきたと考えられることから、令和5年度協議会総会において解散が決議されたことにより、議会の議決を求めるものでございます。

施行日は令和6年3月31日でございます。

議案第40号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月8日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時48分）

令和6年3月8日（金曜日）

第123回南部町議会定例会会議録
(第4号)

第123回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

令和6年3月8日（金）午前10時開議

- | | | |
|------|---------|----------------------------------|
| 第 1 | 議案第 8号 | 令和6年度南部町一般会計予算 |
| 第 2 | 議案第 9号 | 令和6年度南部町学校給食センター特別会計予算 |
| 第 3 | 議案第 10号 | 令和6年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算 |
| 第 4 | 議案第 11号 | 令和6年度南部町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 5 | 議案第 12号 | 令和6年度南部町介護保険特別会計予算 |
| 第 6 | 議案第 13号 | 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 7 | 議案第 14号 | 令和6年度南部町病院事業会計予算 |
| 第 8 | 議案第 15号 | 令和6年度南部町下水道事業会計予算 |
| 第 9 | 議案第 16号 | 令和6年度南部町営地方卸売市場特別会計予算 |
| 第 10 | 議案第 17号 | 令和6年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算 |
| 第 11 | 議案第 18号 | 令和6年度南部町大字平財産区特別会計予算 |
| 第 12 | 議案第 19号 | 令和6年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算 |
| 第 13 | 議案第 20号 | 令和6年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算 |
| 第 14 | 議案第 21号 | 令和6年度南部町大平財産区特別会計予算 |
| 第 15 | 議案第 22号 | 令和6年度南部町名久井岳財産区特別会計予算 |
| 第 16 | 議案第 41号 | 令和5年度南部町一般会計補正予算（第8号） |
| 第 17 | 議案第 42号 | 令和5年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号） |
| 第 18 | 議案第 43号 | 令和5年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 19 | 議案第 44号 | 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 第 20 | 議案第 45号 | 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第 21 | 議案第 46号 | 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 第 22 | 議案第 47号 | 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第 23 | 議案第 48号 | 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 24 | 議案第 49号 | 令和5年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号） |
| 第 25 | 常任委員会報告 | |

第 26 委員会の閉会中の継続調査の件

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第2 議案第 50号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第1号）

追加第3 議案第 51号 南部町教育委員会委員の任命について

追加第4 議案第 52号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 舘 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	西 舘 昌 男 君	企画財政課参事	金 野 貢 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 長	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	石 橋 一 史 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 参 事	松 橋 悟 君
会 計 管 理 者	藤 嶋 健 悦 君	医療センター参事	岩 間 雅 之 君

市 場 参 事	馬 場	均 君	教 育 長	高 橋	力 也 君
学 務 課 長	北 上	隆 広 君	社会教育課長	柳久保	正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月	正 治 君			

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木	育 子	総 括 主 査	坂 本	裕 昭
主 事	小 泉	清 夏			

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第123回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第8号から議案第22号の上程、報告、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第1、議案第8号から日程第15、議案第22号までの令和6年度南部町各会計予算の議案15件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、予算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。予算特別委員長、馬場又彦君。

○15番（馬場又彦君） おはようございます。

予算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

3月4日の本会議において本委員会に審査を付託されました、議案第8号から議案第22号までの令和6年度南部町各会計予算15件につきましては、6日及び7日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、議案第8号から議案第22号までの議案15件は全会一致により全て原案どおり可決としました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号から議案第22号までの議案15件を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第8号から議案第22号までの議案15件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第16、議案第41号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野 貢君） おはようございます。

それでは、議案書をご準備いただきまして、145ページをお開き願います。

議案第41号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から2億8,480万3,000円を減額し、予算総額を117億4,153万5,000円とするものでございます。

151ページをお開き願います。

上段の第2表、繰越明許費は、表記載の事業について今年度中に事業が完了しない見込みであることから、合計で6,094万3,000円を翌年度に繰り越しし、実施するものでございます。

その下第3表、債務負担行為の補正は、まず追加として指定管理者の指定に伴う2施設の管理業務を債務負担行為に追加するもの。廃止は、町長車の購入が今年度で完了したことからこれを削除するもの。変更は、小企業経営改善利子補給金による町内事業者への支援を2年間延長することとし、期間及び限度額をそれぞれ変更するものでございます。

152ページをお開き願います。

第4表、地方債補正は、それぞれの事業費の確定に伴い、表記載のとおり限度額を減額するものでございます。

170、171ページをお開き願います。

歳出の主なものから説明をいたします。

まず、2款1項7目地方創生推進費の2節から4節までについては、地域おこし協力隊の採用を3人見込んでおりましたところ、1名のみの採用となったため、関係する人件費を削減するものでございます。

172、173ページをお開き願います。

2款1項の3行目、10目地域交通対策費の18節補助金の説明欄記載の上段は、生活路線維持のため、国庫補助路線に係る路線バス運行経費が増額となったため、補助金額を増額。路線バス町内区間定額化補助金は、「ハチカ」利用による路線バス乗車数が増えたことから、その差額分の補助金額を増額するものでございます。

その下、11目情報化推進費は、令和6年度税制改正による定額減税へ対応するため、基幹システムの改修が必要となったため、724万7,000円を追加するものでございます。

その下、13目基金管理費でございますが、説明欄の1行目は、今年度において追加交付された普通交付税のうち、来年度以後の臨時財政対策債償還金分として算入された3,039万2,000円を減債基金へ積み立てるもの。2行目は、このたびの補正により生じた余剰財源を将来の公共施設の整備へ向け、公共施設整備基金へ1億3,640万7,000円を積み立てるもの。3行目の下水道事業債元利償還基金積立金は、下水道事業の公営企業会計の移行に伴い、基金につきましても同様に移行することから、これを一般会計から減額するものでございます。

180、181ページをお開き願います。

3款1項の4行目、5目障害者福祉費は、障害者医療費や支援給付費等の件数の伸びなどにより、19節扶助費の各給付費について、説明欄記載のとおりそれぞれ増額または減額を行うもので、合わせて4,138万8,000円を追加するもの。22節償還金は、障害者相談事業の委託業務について、委託者、受託者共に非課税扱いとしておりましたところ、税務当局から課税扱いとなる旨の指摘を受けたため、5年分の消費税と延滞金合わせて22万9,000円を計上するものでございます。

182、183ページをお開き願います。

下段の3款2項1目児童福祉総務費の19節扶助費の説明欄の1行目乳幼児医療給付費と、2行目の小中学生高校生等医療費給付費は、コロナの5類移行により医療件数が伸びているほか、入院の増により1件当たり医療費も増額傾向となっていることから、それぞれ増額するものでござ

います。

188、189ページをお開き願います。

6款1項の下から2行目、9目農村整備費のうち18節の説明欄の補助金、農業水利施設管理電力補助事業は、土地改良区が設置している河川からの揚水ポンプの電気料金が高騰していることから、増額相当分について県が2分の1、町が4分の1を緊急的に助成することとし、68万4,000円を計上するものでございます。

192、193ページをお開き願います。

上段、8款1項1目土木総務費の18節負担金は、国の補正予算により県営の急傾斜地崩壊対策事業に対し予算が配分されたことから、伊勢沢地区と高屋敷地区の施工に係る町の負担金200万円を追加するものでございます。

歳出の補正は、ただいま申し上げましたもののほか、事業費の確定、または決算見込みに基づく不用額の補正、特別会計の補正に伴う繰出金や一部事務組合の決算見込みに基づく町負担金の補正などを行っております。

ページを戻って、156、157ページをお開き願います。

歳入の主なものについて説明をいたします。

1款町税につきましては、1項町民税から4項市町村たばこ税について、各税の調定額及び収納見込額によりそれぞれ増額補正をするものでございます。

ページ下段の10款地方交付税につきましては、歳出でも申し上げましたとおり、普通交付税の追加交付に当たり算入された臨時財政対策債の来年度以後の償還金相当額3,039万2,000円を追加するものでございます。

158、159ページをお開き願います。

上段、13款1項の使用料は、コロナの5類移行によりふれあい交流プラザ、いちょうホール、チェリリン村の利用が伸びていることから、それぞれ増額するものでございます。

164、165ページをお開き願います。

上段の16款2項2目物品売払収入は、廃止した公用車を売却したことにより、168万6,000円を追加するもの。その下、17款寄附金は説明欄記載のとおり、企業版ふるさと納税寄附金が2社からあったことから20万円を追加するもの。その下、18款繰入金は、このたびの補正により余剰財源が生じたことから3目公共施設整備基金からの繰入金3億7,510万円を減額。4目地域振興基金繰入金は、令和4年度のふるさと納税額の確定に伴い、寄附の目的に応じた事業へ充当するため、3,493万9,000円を追加するものでございます。

166、167ページをお開き願います。

21款町債は、第4表の地方債補正に応じまして各目に計上した町債の減額補正を行うものでございます。

歳入の補正では、ただいま申し上げましたもののほか、歳出の補正に伴い、充当される国、県支出金などの特定財源の調整も行っております。

議案第41号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。12番、中舘文雄君。

○12番（中舘文雄君） これ私2点お伺いします。

1点は、県の支援のほうにも載っていましたが、歳出のほうにも出ていましたけれども、集積関係、今年度3,900幾らと予算計上して、900何万円の補正、分かりませんか。ページ数からいくと、歳出と歳入1回でやっていますからページ数というのは……。県の補助金、県の補助機関、農林省関係の補助金が集積に関わることで補助金が入っていますよね。3,900幾らの補助金、予算では。今回補正で900何万円の調整をして減額するという予定になっていますけれども、今までこれが今年度で最後の補助金制度です。農林省のですね。ですから、そういうことになったかと思っています。実際に南部町内で今までここ数年、3,000万円ぐらい来たのが4年度で1,170万円ぐらいの補助金が出て、5年度で3,900幾らという補助金が出ると。これで休耕地とかそういうところが集積するようにそれに対する協力金という形で補助金が計上されて、南部町でやってきたと思いますけれども、これを5年度という3月31日までは有効なはずなんですけれども、実際に南部町内でこの補助金を活用してどれぐらいの効果があったのか。何人といいますか、何件ぐらいの効果があってもう必要ないということでこれを減額するのか。それ、担当者のほうで分かれば説明をお願いしたいのですが。私の質問した内容が分からなければですけども、分かりますか。集積に関わる補助金ということで、農林省の補助金が県を通じて町に入っています。それが実際に効果があったのか。実際に3,000万円ぐらいは使うという予定が組まれていますけれども、九百何万円を戻す、いらないと不用額として返すということになっていますよね。補正のこの今の補正予算の中では。ですから、私は少なくともこれは会計処理上の問題で何か月前でなければこれはもう確定できないと。これ以上そういう希望者があっても無理だということで金額補正にしているのか、私は考えれば5年度という3月まではそういう希望者があればそれを利用して少し

でもそういう集積に関わる、これは農業委員会も絡んでいるかもしれません。農林課も絡んでいるかもしれませんがけれども、そういうのがどこまで詰めた中でこれを減額補正にするのかお聞きします。

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ただいまのご質問は、歳入のほうですと163ページの15款2項4目の機構集積協力金、また歳出にも計上しております189ページの6款1項3目、こちらも機構集積協力金になりますけれども、こちらの協力金につきましては、農地中間管理機構に対しまして農地を貸し付けた団体、個人を支援しているもので、機構を活用した担い手の方へ集積、集約を図るための協力金として交付しております。

今年度につきましては、名川第一工区のほ場整備推進協議会に交付したものが主となっております、こちらは昨年度の交付を予定していたものをより単価の高い5年度に移行して予算計上したものでございまして、予算額3,978万4,000円に対しまして、支出見込額は3,008万8,000円となりました。

こちらにつきましては、名川第一工区のほ場整備推進協議会へ交付したもので、相内地区が312万4,800円、また上名久井、平地区に関しては1,696万6,600円の地域集積協力金を交付するものでございます。そのほかに集約化奨励金、こちらは担い手の方へ集積した場合の補助金になりますけれども、940万5,000円を名川第一工区の推進協議会に交付するものでございます。また、農家個人への交付として経営転換協力金というものがございしますが、こちらは全部で20人の方の農家の方へ56万1,000円交付するものでございます。

予算額を大きく下回った理由としましては、未相続の農地において相続登記が進まなかったこと、権利者からの同意が得られず、機構の貸借が進まなかったことによるものです。当初見込んでいた工区内の農地の単価についてですが、一般地域と中山間地域に単価が分かれておりますが、一部の地域が安い交付単価になったことにより減額となったものでございます。

説明は以上になります。

○議長（工藤正孝君） 中館文雄君。

○12番（中舘文雄君） そうすればもう全てもうこれ補助事業そのものは5年度で終わりという事業ですから、もうこれ以上は南部町内ではそれを利用した補助金交付する見込みがないということでここでもう減額にした。その確認ですよ。要は。私は最終的に決算の段階でこれは使いませんでしたと不用額というか、そういう報告もあるかなと思って見ていたものですから、ここでも前もって補正で減額するとやったものですから、実際にもう100%南部町ではこれを使った補助事業、補助金というか交付の見込みがないと判断した理由も聞いたかったですけれどもね。その辺がもう各種団体に全て申込みさせて、これは本人からの申込みがあってそれに対する審査で補助金を出す制度ですから、それがもう登録した人もない、貸したい人もいないし借りたい人もいない。もう今南部町でやっている事業の中では、全て100%使ってもこれ以上の見込みがないという判断をした理由を私はちょっと、もうちょっと我慢してもいいんじゃないかなと思ったものですから。ただこれ公会計制度で何か月前にはもう確定して、県にもう使えませんかとやるか、それはまた国に行くでしょうから、そういう制度があるのかなと思うとその辺も併せて聞きたいと思ったものですから。その辺何か答弁があったらお聞かせください。

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） ただいまのご質問でございますが、この機構集積協力金は5年度までとなっております、今年度からはそちらの制度の活用はなくなりますので、町単独での予算も計上しておりません。希望者がこれからいるのかということにつきましては、こちらでは把握してございません。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。西野耕太郎君。

○副議長（西野耕太郎君） ページ数は192、193ページの8款土木費1項土木管理費の1目土木総務費の18節負担金補助及び交付金の200万円なんですけれども、これ急傾斜地崩壊対策事業ということで先ほどの説明で高屋敷地区と伊勢沢地区をやったということで、私も見ていましたけれども、高屋敷地区をやったのを見ていたんですけれども、これは県でやっている県の継続事業で今後とも続くのか、続かないのか。もし県のほうで考えているのであれば、継続でやっていけるというあれがあるのであればやってほしいなというのがちょっと要望なんです。というのは、

やはり急傾斜地に立木等が結構立っていますし、ちょっと荒れてきていますので、今後防災対策上しっかり管理していかなきゃならない。もちろんこれは県がやる事業なんですけれども、建設課長のほうでそういう情報が何か入っていたら教えてほしいなと思います。

○議長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今の予算書のページで193ページの8款1項1目の18節負担金補助及び交付金の部分です。

説明欄に急傾斜地崩壊対策事業とございまして、これにつきましては先ほど財政課長も申し上げたように、県営事業に対する負担金ですが、地区名としては伊勢沢地区と高屋敷地区、これにつきましては、それぞれ今私どものほうで県からお伺いしている全体事業費に対して事業実施額のほうを説明いたしますと、伊勢沢地区は6,000万円の全体事業に対して事業実施が1,000万円。高屋敷が3,200万円に対して、実施が1,000万円ですので、今後年数は明示されていませんけれども、継続して事業が行われるものと認識しております。

以上です。

失礼いたしました。地区は伊勢沢地区と高屋敷地区、この2地区に限った地区で事業が進められております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 西野耕太郎君。

○副議長（西野耕太郎君） ちょっと言っているのがちょっと分からないもので。ほかの地区の急傾斜地があるわけなんですけれども、それについてもやっていくのかどうかということを確認しているので、もしそういう継続事業でやっていく地区が別なところもやっていくのかなということを確認したいということで質問しているので、もし続けていけるのであればやってほしいということをお願いしたいということを私は要望したのであって、県のほうで今後ともやっていくのかなということを確認したいなということなんですよ。

○議長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課参事（松橋 悟君） 大変失礼いたしました。

今実施している2地区につきましても町のほうからぜひやってほしいということで要望を出して事業実施に至っておりますので、今後必要な箇所、ほかの地区についても町のほうからの要望を働きかけて実施できるように続けていきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 西野耕太郎君。

○副議長（西野耕太郎君） そうすれば今建設課長のお話ですと、現場を見て、例えば危ない地区の急傾斜地があれば町で要望していくということでよろしいのかな。

○議長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課参事（松橋 悟君） 議員おっしゃるとおり町からの要望によって事業が実施されていく流れになっておりますので、それで続けていきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第17、議案第42号、令和5年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（北上隆広君） それでは、議案書の209ページをお開き願います。

議案第42号、令和5年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,112万4,000円を減額し、予算の総額を1億7,363万6,000円とするものでございます。

それでは議案書の212ページをお開き願います。

債務負担行為の設定でございますが、給食業務につきまして、新年度当初からの業務を円滑に進めるため、債務負担行為の設定をさせていただきたいものでございまして、期間は令和6年度から令和8年度まで、限度額を2億408万7,000円で考えております。

それでは補正予算につきまして歳出からご説明申し上げますので、議案書の218、219ページをお開き願います。

1款1項1目の給食費でございますが、給料及び職員手当をはじめとする人件費の不用額整理により、510万3,000円の減額。また、役務費や委託料の執行実績及び今後の予算執行見込みにより602万1,000円を減額し、合わせて1,112万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、下段の2目給食費でございますが、後ほど歳入でご説明申し上げますが、給食費負担金が520万5,000円の減額となる見込みでございますので、2目の給食費の歳出の補正はございませんが、特定財源と一般財源の財源内訳更正を行うものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、216、217ページへお戻りください。

1款1項1目の給食費負担金、520万5,000円の減額でございますが、減額となった主な要因は新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ感染による出校停止に伴う提供食数の減でございます。

中段の2款一般会計繰入金でございますが、歳入歳出の見込額により657万円の減額。

下段、4款諸収入は、消費税還付額の確定に伴い65万1,000円の増額となるものでございます。

以上で、議案第42号、令和5年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第18、議案第43号、令和5年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 議案書の223ページをお開き願います。

議案第43号、令和5年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ558万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,461万6,000円とするものでございます。

初めに歳出についてご説明申し上げますので、議案書の232、233ページをお開き願います。

1款1項1目管理運営費の1節報酬から8節旅費までと、18節負担金補助及び交付金を、会計年度任用職員人件費の実績見込みにより、合わせて487万円の減額。12節委託料を施設管理業務事業費確定により73万円を減額するものでございます。公課費2万円の増額は、売上増による消費税納入見込みに伴う増額で、歳出の補正額合計は558万円の減額となるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

ページを戻りまして、230、231ページをお開き願います。

1款1項1目農林漁業体験実習館使用料154万1,000円の増額は、宿泊利用者の増加。

2款1項1目財産売上収入652万9,000円の増額は、レストラン及び宴会利用者の増加によるもので、昨年度と今年度の1月末時点での利用者を比較すると、入浴は余り変わりませんが、宿泊者は約39%、レストラン及び宴会では約9%増えており、コロナ禍前の令和元年度1月末と比べても増えている状況です。

3款1項1目繰入金は、歳入の増額と歳出の減額により一般会計繰入金を1,380万円減額し、3,648万5,000円とするものでございます。

4款1項1目繰越金は、前年度決算確定による15万円の計上に伴う増額でございます。

議案第43号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第19、議案第44号、令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の235ページをお開き願います。

議案第44号、令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億254万1,000円を追加し、予算の総額を23億304万9,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

246、247ページをお開き願います。

主なものについてご説明いたします。

2段目の1款2項3目滞納処分費でございますが、市町村税滞納整理機構負担金の減額に伴い、70万円減額するものです。

3段目の2款1項1目の一般被保険者療養給付費については、新型コロナの影響で減っていた入院患者が増えたことなどにより医療費が増加しており、3月分の療養給付費負担見込額に不足が生じる見込みのため、1億428万6,000円を増額するものです。

248、249ページをお開き願います。

3段目の5款1項1目の特定健康診査等事業費でございますが、特定保健指導実践者研修会の県内開催により県外研修旅費を5万3,000円減額するものです。

続きまして、250、251ページをお開き願います。

3段目の8款1項1目の一般被保険者保険税還付金でございますが、保険税還付金を45万円減額するものでございます。

下段、８款２項１目の直診施設勘定繰出金でございますが、直診救急患者受入体制支援事業の補助対象額の減に伴い、直診施設勘定繰出金を54万2,000円減額するものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

242、243ページにお戻り願います。

上段、１款１項１目の国民健康保険税でございますが、軽減金額等の確定見込みにより医療給付費分を580万円増額、後期高齢者支援金分を95万円増額、合わせて675万円増額するものです。

中段、３款１項１目保険給付費等交付金の１節の普通交付金は、療養給付費の増に伴い、１億428万6,000円の増額するものです。その下、２節の特別交付金は、保険者努力支援分が歳出の組替えにより652万4,000円の増額、特別調整交付金分が歳出組替え等により1,029万2,000円の減額、特定健康診査保健指導負担金の交付見込額による105万9,000円の減額で、合わせて482万7,000円減額するものです。

下段、５款１項１目の一般会計繰入金ですが、２節保険基盤安定負担金の軽減分が622万8,000円の減、保険基盤安定負担金の支援分が184万4,000円の減、未就学児童均等割保険料負担金が2万8,000円の減、５節産前産後保険税繰入金が1,000円の増、合わせて809万9,000円を減額するものです。

244、245ページをお開き願います。

下段、７款２項３目の一般保険者返納金でございますが、医療費返納金、国保資格喪失後に保険証を利用したことによる医療費の返還分ですが、388万8,000円を増額するものです。

上段、５款２項１目の財政調整基金繰入金につきましては、財源の不足分を基金から繰り入れるものでございますが、54万3,000円を増額するものです。

議案第44号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第20、議案第45号、令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 議案書の253ページをお開き願います。

議案第45号、令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の予算から1億1,467万6,000円を減額し、予算の総額を28億13万1,000円とし、また、介護サービス事業勘定の予算から10万9,000円を減額し、予算の総額を519万2,000円とするものでございます。

初めに、保険事業勘定からご説明いたしますので、266、267ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

上段の1款1項1目一般管理費ですが、令和6年7月からの制度改革に伴うシステム改修費として、12節委託料に119万3,000円を追加し、財源として国庫補助金を59万5,000円充当するものでございます。

中段の1款3項1目介護認定審査会費につきましても同様に、制度改革に伴う認定審査会システムの改修経費として負担金を21万8,000円増額し、財源として国庫補助金を9万5,000円充当するものでございます。また、要支援要介護認定申請件数の減に伴い、2目認定調査等費の11節医師の意見書作成手数料とその郵送料であります通信運搬費、合わせて197万1,000円。12節委託料では、認定調査業務を108万6,000円、それぞれ減額するものでございます。

下段の２款１項１目介護サービス等諸費から、270、271ページになりますが、上段の６目介護予防サービス等諸費までは、サービス利用件数の減に伴いまして、２款全体で２億3,267万円を減額するものでございます。

下段の３款１項介護予防・生活支援サービス事業費であります。総合事業の利用者数が見込みを下回っていることから、１目18節の説明欄の一番下、通所型サービス費を200万円、２目介護予防ケアマネジメント事業費の12節委託料及び18節負担金を合わせまして、226万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

274、275ページをお開き願います。

３款３項４目任意事業費の12節委託料であります。施設入所などを理由に配食サービス事業の利用者の減に伴い、200万円を減額するものでございます。

下段の４款基金積立金は１億3,026万円を増額するものであります。保険事業勘定の収支の決算見込みによりまして、第１号被保険者の保険料の充当残額が見込まれることから、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

歳出の主な補正は以上でございますが、これらのほかに事業費の決算見込みに基づきまして不用額の補正を行っているほか、充当される特定財源につきましても所要の補正を行っているものでございます。

続きまして、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

260、261ページにお戻り願います。

上段の１款１項介護保険料であります。第１号被保険者保険料の収入見込みによりまして、１節特別徴収保険料を1,026万7,000円増額し、２節普通徴収保険料を880万9,000円減額するものであります。

中段の３款２項１目から３目及び下段の４款、そして次のページになりますが、上段の５款２項及び下段の７款１項につきましては、歳出でご説明申し上げましたとおり、事業費の決算見込みによりまして、国、県、町などの各負担割合に応じた特定財源の補正を行っているものでございます。

264、265ページをお開き願います。

中段の７款３項１目介護給付費準備基金繰入金であります。保険給付費の財源不足分を基金から繰り入れる予定としておりましたが、歳出でご説明しましたとおり、基金を取り崩す必要がなくなったことから606万円を減額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明いたしますので、284、285ページをお開き

願います。

初めに歳出からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目介護予防支援事業費であります。介護予防支援業務の決算見込みによりまして、12節委託料を10万9,000円減額するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

282、283ページにお戻り願います。

上段の1 款 1 項介護給付費であります。要支援の方の介護予防サービスの計画作成件数及び訪問看護事業の決算見込みに基づきまして、32万8,000円を減額するものでございます。

下段の2 款繰入金につきましては、事業の決算見込みによりまして一般会計からの繰入金を21万9,000円追加するものであります。

議案第45号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 273ページ、12節委託料ですね。高齢者実態把握業務、これは誰が行いますか。こういった内容を調査、把握するものでしょうか。

○議長（工藤正孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 高齢者実態把握事業につきましては、介護保険法に町は高齢者の実態を把握しなければならないという規定がございます。行っている事業でございます。

町といたしましては、町内に4か所ある在宅介護支援センター、こちらのほうに委託をしまして、85歳以上の在宅高齢者ですとか、あと地域包括支援センターのほうで85歳にはならないんですけれども確認が必要であると思われる方を情報提供して、在介さんが各世帯のほうを訪問しながら個人の生活の状況ですとか、何か困り事があるか、そういったことを確認してございます。定期的に毎月町のほうへ報告書は上げていただくんですけれども、内容を確認したり、訪問した
在介さんからの情報提供を基に介護予防のサービスにつなげたほうがいいのではないかという
ようなことを行っている事業でございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 委託で拾った情報を県に報告書、県じゃない、失礼、町に報告書を上げるという、それはいいと思うんです。ただ、町の職員が全然動かないというわけでもなさそうなので、それはそれでいいと思うんですけれども、やはり報告書をもらった時点でやっぱり二重にも三重にも町がちゃんと把握できるような体制というのが必要なのじゃないのかなと思ったりもしたわけです。そういう質問でした。

○議長（工藤正孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 町の職員がということもございました。在介さんは一定年齢以上のご家庭を訪問していただいているわけですが、そのほかにも町には保健師がございます。それぞれの保健師が自分の地区を分担して定期的に高齢者、障害者、そういったところも訪問をしてございます。

あと報告書を把握しているのかというようなこともございましたけれども、こちらのほうは包括支援センターの職員が全て目を通して、先日もこの内容はちょっと虐待に通じるのではないかという疑問を持ちまして家庭のほうを訪問をさせていただいたりもしてございました。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第21、議案第46号、令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の287ページをお開き願います。

議案第46号、令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ199万4,000円を追加し、予算の総額を2億7,292万8,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

296、297ページをお開き願います。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、後期高齢者医療保険料負担金の決定により、413万9,000円の増額。保険基盤安定負担金の決定により、214万5,000円の減額、合わせて199万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

294、295ページにお戻り願います。

上段、1款1項の1目特別徴収保険料は、840万円の減額、2目普通徴収保険料は1,340万円の増額、合わせまして500万円の増額で、所得等の確定によるものでございます。

2段目の3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金は負担金額の決定により214万5,000円の減額、事業費等繰入金は、歳出総額に応じて86万1,000円を減額するもので、一般会計繰入金は合わせて300万6,000円の減額となります。

議案第46号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第46号は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩します。

（午前10時55分）

.....

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

.....

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第22、議案第47号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 議案書の299ページをお開き願います。

議案第47号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から1億2,653万3,000円を減額し、予算総額を4億1,835万1,000円とするものでございます。

第2条は、継続費の補正、第3条は、繰越明許費の設定、第4条は、地方債の補正でございます。

302ページをお開き願います。

第2表、継続費の補正でございますが、2款1項あかね浄化センター建設事業につきましては、令和5年度分の事業費の確定による補正と令和6年度及び令和7年度、それぞれの予定事業費の変更により、年割額の補正をするものでございます。

内容は、総額16億2,889万3,000円につきましては、補正はございませんが、年割額につきましては令和5年度は2億9,900万円から9,821万円を減額し、2億79万円とするもの。令和6年度は3億9,000万円から700万円を減額し、3億8,300万円とするもの。令和7年度は4億5,000万円に1億521万円を増額し、5億5,521万円とするものでございます。

第3表、繰越明許費でございますが、当年度分のあかね浄化センター事業費を翌年度へ通次繰越しに伴い、積立金の財源である県補助金も事業完了後の翌年度になるため、1款1項総務管理費の下水道事業元利償還基金積立金637万2,000円を繰り越すものでございます。

第4表、地方債の補正でございますが、公共下水道整備事業債につきましては、公共下水道建設事業費の確定により限度額を8,350万円減額し、1億2,320万円とするものでございます。

また、公営企業会計適用債につきましては、地方公営企業会計適用化事業費の確定により限度額を80万円減額し、220万円とするものでございます。

310、311ページをお開き願います。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出からご説明申し上げます。

1款1項1目施設管理費でございますが、232万8,000円を減額し、5,495万5,000円とするものでございます。

内容といたしましては、駅前地区下水管路移設の測量設計業務費と地方公営企業法適化移行業務費の確定により、12節委託料を減額するものでございます。

1款1項2目基金管理費でございますが、637万2,000円を追加するものでございます。

内容は、下水道事業債元利償還基金を一般会計から特別会計の会計替えにより24節積立金を追加するものでございます。

2款1項1目公共下水建設費でございますが、1億3,057万7,000円を減額し、2億8,023万2,000円とするものでございます。

内容は、人事異動により4節共済費10万円を減額、あかね処理区の工事施工監理業務費の確定により12節委託料100万円を減額。南部処理区の管渠建設工事費とあかね処理区の浄化センター建設工事費の確定により、14節工事請負費1億2,910万5,000円を減額。公用車購入費の確定により、17節備品購入費35万2,000円を減額。人事異動による18節負担金補助及び交付金2万円を減額するものでございます。なお、工事費の大きな減額理由ですが、発注した工事について契約額を減額したものではなく、令和5年度当初予算で予定していた国庫補助事業費3億4,650万円に対し、国からの交付が2億5,419万円と、当初予定事業費の約73%にとどまったことによるものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

306、307ページにお戻り願います。

1款1項1目負担金でございますが、126万円を減額し84万円とするもので、公共下水道新規加入時の受益者負担金の実績見込みでございます。

2款1項1目公共下水道使用料でございますが、7万7,000円を増額し、2,047万9,000円とするもので、公共下水道使用料滞納繰越分の実績見込みでございます。

3款1項1目下水道事業国庫補助金でございますが、4,955万円を減額し、1億3,545万円とするもので、南部処理区及びあかね処理区の公共下水道事業補助金の確定によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、2,503万2,000円を減額し、9,661万8,000円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。

308、309ページをお開き願います。

5款1項1目繰越金でございますが、1,730万2,000円を増額し、1,730万3,000円とするもので、前年度繰越金でございます。

6款1項1目雑入でございますが、984万7,000円を増額し、1,584万8,000円とするもので、令和4年度分の消費税、確定申告による還付金でございます。

6款1項2目延滞金でございますが、1万1,000円を増額し、1万2,000円とするもので、令和4年度分の消費税、還付加算金でございます。

7款1項1目下水道事業債でございますが、先ほどご説明いたしました第4表地方債補正のとおり8,430万円を減額し、1億2,540万円とするものでございます。

8款1項1目土木費県補助金でございますが、637万2,000円を追加するもので、青森県町村下水道緊急対策事業補助金を一般会計から特別会計への会計替えによるものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第23、議案第48号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 議案書の313ページをお開き願います。

議案第48号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から1,501万6,000円を減額し、予算総額を2億6,787万3,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の設定、第3条は、地方債の補正でございます。

316ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございますが、国道104号高橋工区の線形改良工事に伴い、移設が必要となった農業集落排水施設のマンホールポンプ及び制御盤の製作に時間を要し、年度内の完成が困難となったため、1款1項総務管理費の高橋地区農業集落排水管路移設事業1,353万円を繰り越すものでございます。

第3表、地方債の補正でございますが、公営企業会計適用債につきましては、地方公営企業会計適用化事業費の確定により限度額を80万円減額し、220万円とするものでございます。

324、325ページをお開き願います。

それでは、歳入歳出予算の補正について歳出からご説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費でございますが、24万円を減額し599万9,000円とするものでございます。

内容は、人事異動により4節共済費21万円を減額。18節負担金補助及び交付金3万円を減額するものでございます。

1款1項2目施設管理費でございますが、1,477万6,000円を減額し、1億2,264万3,000円とするものでございます。

内容は、地方公営企業法適化移行業務費と処理場汚泥運搬業務費、高橋地区農業集落排水管路移設の測量設計業務費の確定により12節委託料1,380万円を減額。令和5年度分消費税中間申告納税額の確定により、26節公課費97万6,000円を減額するものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

320、321ページにお戻り願います。

1款1項1目分担金でございますが、120万円を減額し、予算を120万円とするもので、農業集落排水新規加入時の受益者負担金の実績見込みでございます。

2款1項1目農業集落排水使用料でございますが、25万8,000円を増額し、4,411万5,000円とするもので、農業集落排水使用料滞納繰越分の実績見込額でございます。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、2,170万5,000円を減額し、2億1,189万5,000円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。

5款1項1目町債でございますが、先ほどご説明いたしました第3表、地方債補正のとおり80万円を減額し、220万円とするものでございます。

6款1項1目雑入でございますが、843万1,000円を追加するもので、令和4年度分の埤渡地区

の県道改良工事に伴う青森県からの下水道管路等移設工事補償金でございます。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第24、議案第49号「令和5年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場参事（馬場均君） 議案書の327ページをお開き願います。

議案第49号、令和5年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

329ページをお開き願います。

補正内容は、低温売場建設工事について、契約額確定に伴い、繰越明許費を設定し、債務負担

行為補正をするものでございます。

第1表、繰越明許費、1款市場費1項低温売場建設事業1,443万4,000円は、前払金と管理業務費を除いた額でございます。

第2表、債務負担行為補正は、低温売場建設事業の債務負担行為の限度額を3,100万円とするものであります。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（工藤正孝君） 日程第25、常任委員会報告を議題とします。

本案は、配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（工藤正孝君） 日程第26、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

本案は、配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（工藤正孝君） お諮りします。本日、町長から議案第50号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第1号）、議案第51号、南部町教育委員会委員の任命について、議案第52号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案3件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第50号から議案第52号までの議案3件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため、暫時休憩とします。

（午前11時28分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程はお手元に配付のとおりです。

（午前11時29分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案3件についてご説明申し上げます。

議案第50号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第1号）であります。先月20日に青森県の令和6年度予算案が発表され、県による学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金が交付される見込みであり、既に給食費無償化を実施している市町村につきましては、給食費以外の子育て費用の無償化に係る経費の8割が交付されることから、当該交付金を活用し、新たに小中学校修学旅行費の支援を実施するため、教育振興事業費に1,950万円を計上するとともに、予備費の減額により、事業費の2割分の一般財源を調整し、歳入歳出予算の総額に1,560万円を追加し、予算の総額を115億1,560万円とするものであります。

次に、議案第51号、南部町教育委員会委員の任命についてであります。令和6年4月4日をもって任期満了となります教育委員会委員1名の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

委員として任命する方は再任の方でありまして、住所、南部町大字垵渡字●●●●●番地●●、氏名、川守田良修氏、昭和●●年●月●日生まれ。

川守田氏は優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め、引き続き教育委員に任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和6年4月5日から令和10年4月4日までの4年間であります。

次に、議案第52号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。令和6年3月15日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員3名の選任について、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方はいずれも再任の方でありまして、住所、南部町大字塚渡字●●●番地、氏名、佐々木豊氏、昭和●●年●月●●日生まれ。同じく、住所、南部町大字沖田面字●●●●番地●、氏名、岩舘茂好氏、昭和●●年●月●日生まれ。同じく、住所、南部町大字上名久井字●●●●番地●、氏名、中村研一氏、昭和●●年●月●●日生まれであります。

以上の3名の方は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め、引き続き選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和6年3月16日から令和9年3月15日までの3年間であります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第2、議案第50号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、追加提案の議案書をご準備いただきまして、3ページをお開き願います。

議案第50号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に1,560万円を追加し、予算総額を115億1,560万円とするものでございます。

10、11ページをお開き願います。

町長が提案理由で申し上げましたとおり、県による学校給食費無償化等子育て支援市町村交付

金が交付されることとなるため、当該交付金を活用し、小中学校の修学旅行費への助成を行うものでございます。既に給食費無償化を実施している市町村に対しましては、新たに実施する子育て支援に係る費用の8割が交付されることとなるため、歳入につきましては15款2項2目民生費補助金に1,560万円を計上いたしました。

12、13ページをお開き願います。

歳出につきましては、10款1項教育総務費の2目事務局費に小中学校修学旅行費支援事業補助金として1,950万円を計上いたしました。なお、補助金額につきましては、これまでの修学旅行費用の実績額及び新年度の旅行費用見積額などを勘案し、上限額を定めて助成したいと考えております。

本事業に係る財源につきましては、先ほど申しましたように、県からの補助金が8割であることから、残り2割相当額につきましては先ほど当初予算をご議決いただいたばかりであることを勘案し、新たに歳入を計上するのではなく、13款予備費を390万円減額し対応したいと考えております。

修学旅行につきましては4月に実施する学校もございますので、これに間に合うよう年度開始前ではございますが、急遽補正予算を追加提案させていただくものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

議案第50号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。工藤 愛君。

○4番（工藤 愛君） ページは12、13ページ、ただいまご説明いただきました小中学校修学旅行支援事業についてお伺いします。

既に給食費無償化している本町にとってさらに前進する子育て支援ということで大変歓迎いたします。進学の際、保護者の金銭的な負担というのは本当に大きなものでして、それが軽減されるということで喜びの声が上がるであろうと思います。

内容について少しお伺いしたいと思います。

まず、こちらの支援費につきましては保護者が一旦立替えをして後で全額返還するものなのか、それとも集金をもうしないというものなのかどうか一つ。

もう一点は、町内の小中学校に通っていない児童生徒もいると思います。私立であれば保護者と本人の選択によって通っているという点でまず自己負担が生じることは仕方がないのかなと思いますけれども、中には県立の特別支援学校に通っている児童生徒もいると思います。その児童生徒に関して人数がどのぐらいなのかということと、その子供たちに対する助成はどのように考えておられるのか教えてください。

○議長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（北上隆広君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず修学旅行費の支援につきましては、基本的には集金をしないで助成金を学校に交付するというような形で考えております。なお、6年度の実施につきましてはもう集金しておりますので、返金という格好になろうかと思っております。

続きまして、小中学生の区域外就学の児童生徒に係る修学旅行費でございますけれども、区域外就学、小学6年生1名、中学3年生2名確認してございます。この皆さんももちろん修学支援の対象となりまして、ただこちらの3名につきましては個人への給付ということで、この県の補助対象からは外れるものと認識してございます。単費で実施しなければならないと思っております。

それから養護学校でございますけれども、小学校6年生の児童は2名ございますので、こちら補助対象で調整のほうは進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 工藤 愛君。

○4番（工藤 愛君） ご答弁ありがとうございます。

ちょっと細かい話になるので分かる範囲でよろしいんですけども、今町外に通っている児童生徒に対しても補助の方向だということで大変安心をいたしました。その金額に関して、町内の児童生徒に合わせるのかそれとも実費ですね。特に支援学校さんとなると本当にかかる経費というのも町内とは変わってくる、人数が少ないものですから、と思うので、そちらのほうどのようにお考えなのかもし決まっていたらお知らせください。

○議長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（北上隆広君） それではただいまのご質問にお答え申し上げます。

今回、修学旅行費の補助につきまして、それぞれ小中限度額を設定してございます。小学校につきましては6万円、中学校につきましては12万円という。実際町の実情を、令和5年度の実績でございますけれども、小学校は約5万1,000円ほど、中学校は約10万円ほどの経費がございまして、今回その上限額の設定については旅行代金の値上がりが見込まれるということで約2割ずつ上乗せして上限を設定したものでございます。そのため、区域外就学の児童生徒の皆さん、あるいは養護学校の児童につきましてもこの上限額ではございますけれども、上限額までは補助できるというような制度設計を考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。久保利樹君。

○6番（久保利樹君） ページは12ページ、13ページ、小中学校修学旅行費支援事業でございます。

今回県から1,560万円の補助ということで、全協等では本来給食費8割を補助、県でいただけるというお話で伺っておりましたが、私もマスコミ等を通じて給食費無償化を行っている市町村は新規事業8割ということでマスコミを通じて伺っておりました。給食費の無償化8割となると金額が大きいので、修学旅行費のほかにも子育て支援以外にも、ソフト面等様々な助成ができるのかなと考えておりましたが、今回新規事業の8割交付ということでございました。町長のほうから新規事業というお話も伺っておりましたが、今回はちょっとう市町村、給食費無償化している市町村も困惑している状況であります、その中で今朝リモート会議が行われたということでございますが、どのような状況でこういう方向に進んだのか、町長のほうからよろしければお知らせ願います。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今回の修学旅行費の計上ですけれども、県のほうから2月だったでしょうか、知事とのリモート会議がありまして、そこで私どもも事業内容を確認し、そのときは給食

費をやっているところもやっていないところにも交付金を支援するとそういうふうな内容だったと私は受け取っていました。他の町村長もそういう受け止め方だったと思いますけれども、2月の29日の知事の記者会見の内容を確認したところ、最初は私も一律に給食費の支援をする。そういうふうに最初は思っていました。ただ途中で助言があったのか、ちょっとニュアンスが変わりまして、給食費をやっているところにはそのまま自己負担でやってください、給食費をやっていないところについては小学生280円、中学生310円単価で生徒数の分については100%県が交付金を出しますよ。やっているところは新たな子育て支援をする場合には、8割県が交付金を出します。ただそこには2割の自己負担が出てくるわけです。今日も私リモート会議でそのことを意見を言いました。仮に私ども給食費5,000万円、既に給食費で出しています。片や同じ人口で同じ規模のところが給食費やっていないところには、ここには5,000万円が100%来るんです。我々は新たな事業を、サービスは確かに向上になります。一つ向上になりますけれども、それをやるために2割の負担が出るということは、5,000万円分を新たな支援に回していくとさらに私どもは1,000万円の負担も出てくるんです。ただ、今までないサービスは一つできますよ。じゃあ町でさらに1,000万円負担が出るので新規の事業はやれませんでした場合には、やっていたところには何も来ない。やらないところには5,000万円来る。私はここがおかしいんじゃないですかと。我々も天井からお金が降ってくるわけじゃない。みんな苦労して、そして何とか給食費まで無償化に持って行って、決して裕福だけでやっているんじゃない。そういう部分を今日意見言わせていただいて、今回これは今の交付金制度が出てくるから思いつきで私どもも考えた事業ではありません。実は、1年前から次の子育て支援を何をするか。財政的には大丈夫なのか。これをずっと担当課長と財政課長と関係課長と、もう既に話をしてきていました。何をするか悩んで最終的には2つ。その中から最終的には全員が必ず小学生、中学生も6年生、3年生では全員が修学旅行に行くな。1回に6年分、3年分、1回に支出しなくても6年生、3年生の分だけで毎年やっていて全員が必ず恩恵を受けることができる。そういうことで、何とか若い保護者の方々の負担を少なくしたいという思いで、今回新たな支援を、結果的には県もそういう事業がありますので、そこは有効に活用はさせていただいて、修学旅行ですからもう4月、早い時期に始まる学校があります。そういうことで、先ほど当初予算、可決いただいたんですけれども、しっかり間に合わせるためにあえて追加提案で補正予算を組ませていただきました。子育て支援に対する新たな県の知事の取組と。ここについては評価したいと思います。ただ、給食費やっているところとやっていないところ、この差は一律にしたらやっているところもやっていないところも一律にしたら何にも面倒くさくないんじゃないですかと。そういう意見も今日言いましたけれども、町としての

事業は何とか可決をしていただいて、すぐ対応してまいりたいと思っておりますし、また、県のほうは10月からの予算、半年分の予算配分になると。細部はこれからまだ若干詰めるとも言っていましたので、これからもやはり今申し上げたようなことはしっかり県のほうにも理解いただけるように発言して努力してまいりたいと考えています。

○議長（工藤正孝君） 久保利樹君。

○6番（久保利樹君） ご説明いただきましてありがとうございました。

南部町子育てに優しい町ということで、また一つの事業が増えたなと感じている次第であります。また、町長おっしゃるとおり県の子育て支援等もうまく使いながらこれからもまた子育て支援政策を続けていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。1番、沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 今日の補正の追加予算で12ページ、13ページ、久保議員に関連してなんですけれども、町では修学旅行費でしっかりとした子育て支援を行うと予定していたとおり、今日説明されて、県8割と言ったことなんですけれども、本当にこの2割負担でも町がしっかりとやった姿勢には非常に、親は自分は終わってしまいましたけれども、やっぱり次の世代へ子供を残すという1人の町民としては大変敬意を持っております。それを踏まえて、修学旅行という非常に子供の人生の思い出の1ページでありますし、教育という非常に大きな目的があると思います。子育て、単に子育て支援という観点だけではなく、教育の視点を持ってしっかりと南部町の教育がなされることを願いつつ、引き続き、町長さんは県が8割と言われても、町では前向きに子育て支援をされると日頃から聞いていますが、この議会でも改めてその姿勢を教えていただければと思います。ご答弁願います。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今回の給食費の件につきましては、県民の皆さんもかなり興味深く見守っていただいていると思っております。南部町は私も就任して、特に子育て支援、これを充実していかなければならないと、こういうことを公約で訴えてまいりました。こういう子育て支援は恒

久的にやっていかなければ駄目だと。財政が厳しくなったのでもうここでやれなくなる、そういう状況ではいけないと。最終的に始めるときは、恒久的に財政的でやっていける、そういう部分の確証もないと当てにしていた人たちが今度それがなくなるとならないように、しっかり将来設計を立ててやっていかなければ私はいけないと思っていますので、今までやってきている部分につきましてはこれからもしっかり継続していきたいと思いますし、さらにまたできないのか、できるのはないのか。県のほうは今年は半年分のいわゆる金額でございます。来年は丸々1年分の金額になりますので、そうするとまた少し何かできるのはあるだろうともう既に思っています。その金額の枠内で何がいいのか、これはこれからまたしっかり検討していきたいと思いますが、しっかり継続していくというのは子育て支援では必要なことだと思っております。

それとさっきすみません。教育委員会のほうから説明がありました上限6万円、11万円ですか。委員さんのほうからありましたが、一つだけ学校も旅行会社も気をつけてほしいのは、町が全額払ってくれるので、ちょっと今までより高いのを食べさせたり高いホテルに泊まろうとかないと思いますけれども、そこは私どもも3年間の平均、また3校の、6校の平均金額を取って5万数千円というふうに設定しております。ですから、6万円が上限だから6万円出すのではないということ、訂正じゃないですけれども、教育委員会もそういう理解ではいると思うんですけれども、そこだけは良心的にしっかりとした、物価が上がっていますので、それに対する部分はちゃんと見ての予算です。そこは学校側にもぜひお願いして、しっかりその分我々も支援をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。中館文雄君。

○12番（中館文雄君） 事業そのものは私も賛成ですけれども、ただ教育委員会にちょっと確認ですけれども、金額によって修学旅行に参加できないのか、それとも事情があつて、学校に入っていますけれども、修学旅行に参加できない生徒というのは町内に過去にあったのかどうかですね。そういう方の調査も入っています。というのは、修学旅行に参加する方は当然この事業そのまま恩恵を受けるという状態になりますけれども、実際の金額ではなくして修学旅行そのものに参加できない生徒がどれぐらいいるのかというのも調査したのかどうかちょっとそこをお聞きします。

○議長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（北上隆広君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず修学旅行に参加できないということであれば、その世帯の収入等であろうかと思えますけれども、そちらにつきましては要保護、準要保護で修学旅行費は全額助成してございますので、所得が余り高くない5世帯の児童生徒も修学旅行には参加しているということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 中館文雄君。

○12番（中館文雄君） 金銭面でいくと今の助成を使えば当然参加できる。ただ、身体的な問題で、本当は参加させたいけれども無理だという方には恩恵がないわけですよ。ですよ。修学旅行って学校に対してやるその前提ですから、その辺についてそういう方が町内にいるかどうか。調査するかどうかお聞きします。

○議長（工藤正孝君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） ただいまの質問にお答えします。

金銭的に修学旅行に参加できないということは、今学務課長からあったようにそういう金銭面で参加できないという子供はおりません。ただ、不登校の子供が各学校ありますので、そういう子供が参加できなかったと、しなかったという例が今年度もあります。それから名川小に肢体不自由の子供がおりますけれども、専門医の先生が付添いで引率してまいりますので、その辺は心配ないということであります。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第3、議案第51号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり同意されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第4、議案第52号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり同意されました。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会に当たり町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（工藤祐直君） 第123回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は2月27日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

また、各条例案のほか、令和6年度一般会計及び各特別会計の当初予算並びに令和5年度の補正予算など慎重審議をいただき、全議案とも原案のとおりご議決賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

さらには、追加で提案させていただきました令和6年度の補正予算及び人事案件につきまして原案どおりご議決・ご同意をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

本定例会の審議の中で、議員各位からいただきました貴重なご意見、ご提言には十分留意いたしまして、今後の行政運営に役立ててまいりたいと考えております。

また、今回の補正予算に係る修学旅行費の支援につきまして、県の新たな子育て支援事業に対する支援には心から感謝を申し上げます。ただし、給食費無償化に対する交付金についての県の方針に関しましては不公平感を感じており、県には是正をしていただくようお願いをしましてまいりたいと考えております。

さて、新聞報道等によりお聞き及びのことと存じますが、名川B&G海洋センターが運営評価で最高位の特Aを20年連続で獲得し、先月2日にB&G財団による表彰を受けたところであります。20年連続は全国でも3か所のみとのことであり、これまでの施設運営に対する取組が認められたことを大変うれしく感じております。

今後とも、スポーツ、レクリエーション活動を通じた健康づくりや地域コミュニティの活性化、施設管理や事業企画に携わる指導者資格を有する職員の育成を継続するとともに、隣接する役場の町民広場など併せまして、これまで以上に町民に親しみを持って利用いただける施設となるよう活発な施設運営に努めてまいり所存であります。

先月10日と11日の2日間、県南地方に春を呼ぶ南部地方えんぶりが開催されました。

初日の10日は天候にも恵まれ、南部芸能伝承館の屋外広場では4年ぶりに町内えんぶり組による一斉ずりが披露され、ジャンギで台地を打ちながら力強く烏帽子を揺らす太夫たちの勇壮な姿と軽快なおはやしが会場を盛り上げたほか、子供たちによるえびす舞などの祝福芸が花を添えて、町内外からの多くの観客を魅了しました。

少子高齢化や近年のコロナ禍によるイベント中止の影響もあり、伝統芸能の指導者や後継者の育成には大変苦慮されていることと思いますが、今回の荘厳なすりと華やかな舞を拝見し、そのような状況下にあっても地域の伝統が脈々と受け継がれていることに感銘を受けるとともに、えんぶりに携わる方々の熱意と努力に改めて感謝と敬意の念を抱きながら、令和6年の五穀豊穡をお祈り申し上げたところであります。

令和4年12月の第113回定例会において、関係条例改正のご議決をいただきました町職員の定年延長制度であります。定年年齢を2年ごとに1歳ずつ、65歳まで段階的に引き上げる措置が本年度から適用されているところであります。

これにより、本年度の定年年齢は61歳となり、本年度末の定年退職者は発生しないこととなりますが、旧定年年齢である60歳を超える職員につきましては、役職定年制が適用され、管理職以外の職へ異動することとなります。

本議会に出席しております金野貢企画財政課長、松橋悟建設課長、藤嶋健悦会計管理者、馬場均市場長の4名は、今月末日をもって課長級の職を離れることとなりますが、これまで管理職としての重責を担いながら、住民奉仕の精神を堅持し、職務に精励されてきたことに対し、心から敬意と感謝の意をお伝えしたいと存じます。

令和6年度においては、課長級の職を離れましても、引き続き南部町職員として第一線で活躍していただきながら、後輩の指導・育成など、これまで培ってきた豊富な経験と知識をもって、様々な場面で手腕を発揮していただくことを期待し、大変心強く感じているところであります。

今後、段階的な定年年齢引上げが完了する令和13年度までの経過期間においては、65歳前に定年退職となる職員は暫定再任用職員として65歳まで勤務することが可能となっております。刻々と変化する社会情勢に対応し、町民のニーズに応えられる行政運営をしていくためには、やはり人材の確保と育成、そして健全な職場環境の維持が重要であると考えているところであり、60歳を超えて長年のキャリアを有する職員と新規採用職員とのバランスを取りながら、適切な人員配置を行うとともに、DXの推進に合わせて、業務手続の見直しによる事務事業の効率化や働き方改革にも取り組み、それぞれの職員が働きやすい環境の中でモチベーションを保ちながら、最大限に能力を発揮することができる職場づくりを進め、さらなる行政サービスの向上につなげてまいりたいと考えているところであります。

そして、常に町民のために安心して住み続けられる南部町のまちづくりのため、新年度予算に計上いたしました一つ一つの事業は着実に執行し、町民の皆様の負託に職員一丸となってお応えしてまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜り

ますようよろしくお願い申し上げます。

結びとなりますが、このところは、2月中旬の陽気とは天候が一変し、積雪を伴う厳しい寒さが続いたところであり、本格的な春の到来まで今しばらく寒い日が続くものと思われます。

議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願いを申し上げますとともに、来たる令和6年度が災害のない穏やかな1年であることをお祈りし、本定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） 閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は2月27日の開会以来、本日まで11日間にわたり、議員各位におかれましては時節柄、何かとご多忙中にもかかわらず、終始熱心に審議を賜り、提案されました令和6年度当初予算をはじめ、条例など多くの重要案件を全て議了し、無事閉会の運びとなりましたことを、議長として厚く御礼申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力いただき、感謝を申し上げます。

本会議及び予算特別委員会において、議員各位から述べられました提言、意見等につきましては、考慮を払われるとともに、その執行に当たっては適切に運用され、一層の努力をお願い申し上げる次第であります。

さて、今月末日をもって、役職定年となります本会議出席の金野企画財政課長、松橋建設課長、藤嶋会計管理者、馬場市場長におかれましては、課長の職務を全うされましたことを心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

最後に、皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康にはご留意され、当町発展にご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

これをもちまして、第123回南部町議会定例会を閉会します。

（午後12時11分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工 藤 正 孝

署名議員 坂 本 典 男

署名議員 滝 田 勉

